

嘉麻市立中学校におけるいじめ
重大事態に関する再調査報告書

令和6年2月10日

嘉麻市いじめ問題調査委員会

再調査報告書の構成（目次）

第1章 再調査の概要	1
第1節 再調査に至る経緯	1
1 いじめ重大事態調査委員会における調査	1
2 再調査の申立て	1
第2節 再調査の内容	1
1 調査の目的	1
2 X中学校いじめ重大事態調査委員会が認知したいじめ事案	2
3 諮問事項	3
4 調査主体	3
5 調査方法	3
(1) A、B及びAの保護者からの聴き取り	3
(2) 本事案発生当時の学校関係者からの聴き取り	3
(3) 本事案発生当時の嘉麻市教育委員会学校教育課からの聴き取り	3
(4) 関係資料の整理・分析	3
6 当委員会の調査の経過	4
第2章 本件に関する事実関係	6
第1節 前提事実	6
1 Aについて	6
2 Bについて	6
3 関係する教職員について	6
(1) 担任	6
(2) 副担任	6
(3) 校長	6
(4) 教頭	6
(5) 学年主任	6
(6) 生徒指導主事	7
(7) 主幹教諭	7
(8) 養護教諭	7
4 市教育委員会について	7
(1) 教育長	7
(2) 学校教育課長	7
(3) 学校教育課長補佐	7

第2節 当委員会が整理した事案経過……………7

1～74

第3章 当委員会の判断……………27

第1節 諮問事項1及び諮問事項2……………27

1 四者話し合いにおけるC講師の言動……………27

(1) 四者話し合い内でのC講師の具体的な発言……………27

(2) α部を二人とも辞めてもらうことになるとの発言……………27

(3) 「感性がおかしい」との発言……………27

(4) 「おあいこ」との発言……………28

2 四者話し合いの不適切性……………29

(1) 四者話し合いの不適切な目的設定（喧嘩両成敗的）……………29

(2) 四者話し合いでの手続を無視した心理的圧迫を加える“指導”（退部関連）……………30

(3) 四者話し合いでAに謝罪させたこと……………30

(4) 四者話し合いの不適切性についての評価……………31

3 C講師の四者話し合い以前の認識と行動……………31

(1) いじめの対応等についてのマニュアルの確認不足……………31

(2) 担任との情報伝達の不足……………32

(3) 生徒指導委員会への報告がなされなかったこと……………32

4 「お互いさま」という認識から脱却できなかったこと……………33

5 四者話し合いと不登校との関連性……………34

(1) 四者話し合い後のAの欠席……………34

(2) 四者話し合いの態様……………34

(3) 四者話し合い後のAの反応……………35

(4) 不登校との関連性についての検証……………36

第2節 諮問事項3……………36

1 「いじめ疑い」と「いじめ認知」が区別されていないことから生じた初期対応の失敗……………36

(1) いじめ疑いの手続周知不備……………36

(2) アンケート等の調査の結果を基にした支援の体制の不備……………38

2 四者話し合いの問題点に気づけなかったこと……………39

3 自校のいじめ防止基本方針の手続を順守しない行動……………39

(1) いじめ・不登校問題対策委員会を独立させなかったこと……………39

(2) いじめ認知の指導をしなかったこと……………41

4 被害者状況を悪化させた組織防衛行動……………41

(1) 担当教員を後景化させたこと……………41

(2) 月例報告の差し替え	42
5 諮問事項3の小括	43
<u>第3節 諮問事項4及び諮問事項7</u>	43
1 各教員における不適切な言動と不作為	43
(1) 担任	43
(2) 教頭	45
(3) 養護教諭	47
(4) 学年主任	47
(5) 生徒指導主事	48
(6) 主幹教諭	48
2 保護者対応	49
(1) 保護者対応の検討の必要性	49
(2) 令和4年2月までの時点における被害者家族とのやり取りにおける学校関係者の不適切言動等	49
(3) 令和4年3月以降の被害者家族とのやり取りにおける学校関係者の不適切言動等	50
(4) 被害者家族とのやり取りにおける教育委員会関係者の不適切言動等	51
3 令和4年1月以降の義務教育を受ける機会の逸失に関する状況	52
(1) 義務教育を受ける機会の逸失についての検討の必要性	52
(2) Aの欠席日数	52
(3) 2分割授業の実施に時間を要したこと	52
<u>第4節 諮問事項5</u>	53
1 いじめ疑いの組織的対応方針の周知徹底	53
(1) 市内統一アンケートの取扱い方を定めていないこと	53
(2) いじめ・不登校問題対策委員会独立への消極的姿勢	53
(3) いじめ疑いの情報収集の欠如	54
(4) いじめの対応に関する法令、手引及び学校いじめ防止基本方針等の未習熟	54
2 いじめに係る調査及び相談に関する措置（不足）	55
3 令和4年1月17日以降の担当教員の後景化	56
4 令和4年1月17日以降の被害者救済の遅れ	56
5 いじめ報告以降の学校への直接的支援	57
6 X中学校いじめ重大事態調査委員会の設置を主導しなかったこと	58
7 第三者を調査に加えることの重要性を認識していなかったこと	59
8 諮問事項5の小括	59
<u>第5節 諮問事項6</u>	59
1 検討の方針	59

2	いじめ疑いの手続周知不備	59
(1)	手引を周知しなかったこと	59
(2)	いじめ疑いの時点で組織対応する流れを周知・確認しなかったこと	60
3	「お互いさま」「話し合い解決」認識がもたらす被害者を苦しめる行動	61
4	自校のいじめ防止基本方針を順守しない行動	61
5	諮問事項6の小括	62
第6節 諮問事項8		62
1	いじめ疑いの組織対応	62
(1)	いじめ疑いの段階で月例報告を行うこと	63
(2)	被害生徒が直接第三者組織へ報告できる体制の整備	64
(3)	いじめ・不登校問題対策委員会への第三者の出席	64
2	被害者救済の取組	65
(1)	いじめ被害から欠席30日到達までの移行期についての対応	65
(2)	喧嘩両成敗をしないことの明記	65
(3)	法令の用語を運用すること	66
(4)	校長の講話での被害者支援のメッセージの伝達	66
(5)	いじめ・不登校問題対策委員会の生徒指導委員会からの独立	66
(6)	流れ図とチェックリストを活用すること	67
(7)	会話を記録化すること	67
3	保護者対応と保護者支援	68
(1)	Aの欠席継続の要因	68
(2)	法令等の遵守の意識の定着	68
(3)	保護者による評価に関する提言	69
(4)	電話での発言を記録すること	69
(5)	教職員個々人の問題行動についての校長の謝罪	69
(6)	いじめに関する施策に特化した部署の設置	70
4	本再調査報告書に基づく研修	70
5	提言の履行状況の確認	70
6	再発防止策のまとめ	70
第4章 最後に		72
参考文献等		73
関係法令等		73

第1章 再調査の概要

第1節 再調査に至る経緯

1 いじめ重大事態調査委員会における調査

本事案は、嘉麻市立X中学校1年生であった女子生徒（以下、「A」という。）が、令和3年6月から、同じ学級であり、かつ同じ部活動（以下、「α部」という。）所属の女子生徒（以下、「B」という。）よりいじめを受けたこと等が要因で欠席が継続することとなった不登校重大事態である。

Aは、令和4年1月から欠席が継続し、欠席日数が30日を超えたことから、いじめ防止対策推進法28条1項2号が定める「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」に該当するとして、X中学校において、X中学校いじめ重大事態調査委員会が設置され、調査が行われた。

X中学校いじめ重大事態調査委員会は、Aに対するいじめの有無及びX中学校の本事案に対する対応について調査を実施し、令和4年8月24日に調査報告書を取りまとめ、同年10月6日にX中学校から嘉麻市教育委員会へ提出し、同月7日に調査報告書を嘉麻市長へ提出した。

2 再調査の申立て

X中学校いじめ重大事態調査委員会の調査報告書について説明を受けたAの保護者より、教職員の対応に関する調査結果及び調査の中立性等についての問題点が指摘され、嘉麻市長に対し、再調査が依頼された。

このため、嘉麻市いじめ問題調査委員会（以下、「当委員会」という。）は、令和5年4月27日、嘉麻市長から諮問を受け、いじめ防止対策推進法30条2項に基づき、本事案について再調査を開始した。

第2節 再調査の内容

1 調査の目的

当委員会の調査の目的は、X中学校いじめ重大事態調査委員会が行った調査の結果について、嘉麻市長の諮問に応じ、再調査を行うことである。いじめの事実については、X中学校いじめ重大事態調査委員会の調査により認定されているため、Aの保護者の意向を踏まえ、本件いじめ事案に対する学校及び教育委員会の対応を主たる調査事項として再調査を行った。

再調査にあたっては、重大事態化の再発防止のために教職員の行動がどうあるべきかを具体的な提言に結び付けられるよう議論を重ねた。

なお、本再調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を目的としたものではない。

2 X中学校いじめ重大事態調査委員会が認知したいじめ事案

X中学校いじめ重大事態調査委員会が認知したいじめ事案の各件は、次のとおりである。

以下では、これらのいじめ事案についてそれぞれ「いじめ事案○」（○は数字）ということとする。

いじめ事案1	X中学校いじめ重大事態調査委員会調査報告書3. 1. 2「(1) クラスマッチで彼女をBチームに入れようとしていた件」
いじめ事案2	X中学校いじめ重大事態調査委員会調査報告書3. 1. 2「(2) 生徒Aが彼女にきつくあたっていた件」
いじめ事案3	X中学校いじめ重大事態調査委員会調査報告書3. 1. 2「(3) 彼女のファイルを汚いモノ扱いされた件」
いじめ事案4	X中学校いじめ重大事態調査委員会調査報告書3. 1. 2「(4) 生徒Aが他の生徒に彼女の悪口を言っていたという件」
いじめ事案5	X中学校いじめ重大事態調査委員会調査報告書3. 1. 2「(5) 部活動中のボール拾いの時わざと生徒Aが彼女のボールを横取りしたという件」
いじめ事案6	X中学校いじめ重大事態調査委員会調査報告書3. 1. 2「(6) 整列の時などに彼女が生徒Aから避けられるなど嫌悪感をあらわした態度をとられたという件」
いじめ事案7	X中学校いじめ重大事態調査委員会調査報告書3. 1. 2「(7) 部活動内で生徒Aが彼女と他の部員が話すのを妨害したという件」

※なお、上記のいじめ事案1～7に関する表は、X中学校いじめ重大事態調査委員会の調査報告書の記載をそのまま引用しているため、表中の「生徒A」と本再調査報告書の「A」とは異なる。表中の「生徒A」は本再調査報告書における「B」のことであり、表中の「彼女」が本再調査報告書の「A」のことを指す。

3 諮問事項

令和5年4月27日に、嘉麻市長から当委員会に諮問された事項は、以下のとおりである。

- 諮問事項1 調査報告書P13～P14のC講師の指導及び発言についての検証
- 諮問事項2 上記C講師の指導及び発言と不登校の関連性についての検証
- 諮問事項3 令和3年7月から翌年2月までの校長の対応の問題点
- 諮問事項4 本件いじめ事案に対する学校の対応の問題点
- 諮問事項5 本件いじめ事案に対する市教育委員会の対応の問題点
- 諮問事項6 上記校長等の対応の問題点と不登校の関連性についての検証
- 諮問事項7 上記に関連して必要な事項
- 諮問事項8 再発防止策の提言

4 調査主体

嘉麻市いじめ問題調査委員会条例3条2項に基づき組織された当委員会が再調査を行った。

氏名	区分	所属	役職
大塚奈津子	弁護士	福岡県弁護士会	委員長
松浦賢長	大学教授	福岡県立大学	副委員長
坂田美穂	医師（精神科医）	飯塚医師会	
西村修	スクールカウンセラー	福岡県臨床心理士会	
廣瀬亜美	スクールソーシャルワーカー	福岡県スクールソーシャルワーカー協会	

5 調査方法

- (1) A、B及びAの保護者からの聴き取り
- (2) 本事案発生当時の学校関係者からの聴き取り
- (3) 本事案発生当時の嘉麻市教育委員会学校教育課からの聴き取り
- (4) 関係資料の整理・分析

6 当委員会の再調査の経過

会議	開催日時	内容	聴き取り調査対象者
第1回	令和5年4月27日	諮問	
第2回	令和5年6月6日	関係資料の整理・分析	
第3回	令和5年6月29日	関係資料の整理・分析	
第4回	令和5年8月2日	関係資料の整理・分析	
第5回	令和5年8月21日	関係資料の整理・分析	
第6回	令和5年9月3日	聴き取り調査	教職員（※）
第7回	令和5年9月9日	聴き取り調査	教職員（※）
第8回	令和5年9月10日	聴き取り調査	教職員、加害生徒、教育委員会関係職員（※）
第9回	令和5年9月24日	聴き取り調査	被害生徒、被害生徒の父及び母（※）
第10回	令和5年10月15日	再調査報告書の検討	
第11回	令和5年10月28日	聴き取り調査 再調査報告書の検討	被害生徒の父（※）
第12回	令和5年11月6日	再調査報告書の検討	
第13回	令和5年11月13日	再調査報告書の検討	
第14回	令和5年11月20日	再調査報告書の検討	
第15回	令和5年11月23日	再調査報告書の検討	
第16回	令和5年11月26日	再調査報告書の検討	
第17回	令和5年11月27日	再調査報告書の検討	

第 18 回	令和 5 年 12 月 2 日	再調査報告書の検討	
第 19 回	令和 5 年 12 月 4 日	再調査報告書の検討	
第 20 回	令和 5 年 12 月 10 日	再調査報告書の検討	
第 21 回	令和 5 年 12 月 16 日	再調査報告書の検討	
第 22 回	令和 5 年 12 月 18 日	再調査報告書の検討	
第 23 回	令和 5 年 12 月 25 日	再調査報告書の検討	
第 24 回	令和 6 年 1 月 7 日	再調査報告書の検討	
第 25 回	令和 6 年 1 月 13 日	再調査報告書の検討	
第 26 回	令和 6 年 1 月 14 日	再調査報告書の検討	
第 26-2 回	令和 6 年 1 月 18 日	庁外聴き取り調査 (委員 2 名で行った)	教職員 (※)
第 27 回	令和 6 年 1 月 27 日	再調査報告書の検討	
第 28 回	令和 6 年 1 月 28 日	再調査報告書の検討	
第 29 回	令和 6 年 2 月 3 日	再調査報告書の検討	
第 30 回	令和 6 年 2 月 10 日	答申	

※聴き取り調査対象者は、次のとおりである（教職員等は令和 3 年度当時の役職）。

(1) 校長 (2) 教頭 (3) 担任 (4) 副担任兼部活動顧問 (5) 学年主任 (6) 生徒指導主事 (7) 主幹教諭 (8) 養護教諭 (9) スクールカウンセラー (10) 部活動副顧問 (11) 教育長 (12) 学校教育課長 (13) 学校教育課長補佐 (14) 被害生徒 (15) 加害生徒 (16) 被害生徒の父 (17) 被害生徒の母

第2章 本件に関する事実関係

第1節 前提事実

1 Aについて

令和3年4月に嘉麻市立X中学校へ入学し、当該校の運動部であるα部に入部した。Aは、小学校時代、α部の競技の経験がなかった。

α部には、顧問と副顧問の計2名が配置されており、顧問はAが所属する学級の副担任であった。

2 Bについて

Bは、Aと3歳の頃から友人関係にあり、Aと同じ小学校に通学し、その間、Aと友人関係があった。Bも令和3年4月にX中学校へ入学し、Aと同じくα部へ入部した。Bは小学校時代からα部の競技の経験があった。

3 関係する教職員について

以下の役職は、令和3年度当時のものである。

(1) 担任

Aの学級の担任は、1年生から3年生までAの学級の担任を務めている。本件いじめ事案が発生した令和3年度は、新規採用の年度であり、教師として1年目であった（なお、教師になる前年に講師として1年の経験がある）。

以下、Aの1年生時の担任を「担任」ということとする。

(2) 副担任

Aの学級の副担任は、前述のとおりα部の顧問であった。顧問兼副担任は、X中学校いじめ重大事態調査委員会の調査報告書及び諮問事項1において「C講師」といわれているため、本再調査報告書でも「C講師」ということとする。令和3年度当時、講師としての経験年数は30年以上あった。

(3) 校長

X中学校の校長は、令和3年度当時、教諭としての経験年数24年、主幹教諭としての経験年数4年、教頭としての経験年数3年であり、校長としては5年目であった。令和3年度当時は、X中学校への赴任1年目であった。校長は、令和4年度までX中学校の校長であった。

以下、令和3年度当時のX中学校の校長を「校長」ということとする。

(4) 教頭

教職員としての経験年数は33年であった。令和3年度当時は、X中学校への赴任3年目であった。

以下では、令和3年度当時のX中学校の教頭を「教頭」ということとする。

(5) 学年主任

Aが1年生の当時、Aの学年の学年主任であった。教職員としての経験年数は4年であり、X中学校への赴任4年目であった。

以下、令和3年度当時、X中学校の1年生の学年主任であった者を「学年主任」ということとする。

(6) 生徒指導主事

令和3年度当時、2年生の学年主任であり、かつ、令和3年度学校いじめ防止基本方針におけるいじめ・不登校問題対策委員会の招集権者であった。令和3年度当時、教職員としての経験年数は33年であり、X中学校への赴任は4年目であった。

以下、令和3年度当時、X中学校の生徒指導主事であった者を「生徒指導主事」ということとする。

(7) 主幹教諭

生徒指導委員会の構成員であった。令和3年度当時、教職員としての経験年数は28年であり、X中学校への赴任4年目であった。

以下、令和3年度当時、X中学校の主幹教諭であった者を「主幹教諭」ということとする。

(8) 養護教諭

令和3年度は、養護教諭として2年目であり、X中学校への赴任も2年目であった。

以下、令和3年度当時、X中学校の養護教諭であった者を「養護教諭」ということとする。

4 市教育委員会について

本件いじめ事案の対応をする部署は、嘉麻市教育委員会及び学校教育課であった。

(1) 教育長

令和3年度当時の教育長は、当時、校長の経験があった。

(2) 学校教育課長

令和3年度当時の学校教育課長は、当時、教頭の経験があった。

(3) 学校教育課長補佐

令和3年度当時の学校教育課長補佐は、当時、教頭の経験があった。

第2節 当委員会が整理した事案経過

- 1 令和3年4月2日、福岡県教育委員会教育長職務代理者より各市町村教育委員会教育長宛に「いじめの未然防止・早期発見・早期対応の手引（改訂版）」（以下、「手引」という。）等の活用を求める資料を生徒指導の参考とするよう通知依

頼がある。同月 5 日、嘉麻市教育委員会教育長が福岡県教育委員会教育長職務代理者からの当該通知を嘉麻市内の小中学校校長へ通知する。

2 同年 6 月 22 日、体育の授業後に、B が、α 部の競技が行われるクラスマッチで、A と B が所属するクラスを 2 チームに分け、一方のチームに当該競技の経験者を多く入れていき、A はもう一方のチームに入れようという話を、A に聞こえる場所で話した。

A は、B が話したことを、保健室に行き、養護教諭に相談した。

3 養護教諭は、B が、α 部の競技が行われるクラスマッチで、A と B が所属するクラスを 2 チームに分け、一方のチームに当該競技の経験者を多く入れていき、A はもう一方のチームに入れようという話をしているのを A が聞いたということを、担任と C 講師に伝え、担任は、同月 30 日に、B と B の周りにいた生徒たちに対して聴き取りを行い、「誰がチームに入るとか入らないとか、知らないうちに人を傷つけてしまうときがある。これからは話の中で人の名前を出すときは十分に気を付けるように」と指導した。

4 同年 7 月初旬、毎月実施される生活アンケートの 6 月分で、A は、友達関係に悩みや不安があると回答し、同アンケートでスクールカウンセラーへの相談を希望する旨回答する。

5 同月 2 日、生徒指導委員会で、B が、α 部の競技が行われるクラスマッチで、A と B が所属するクラスを 2 チームに分け、一方のチームに当該競技の経験者を多く入れていき、A はもう一方のチームに入れようという話を、A に聞こえる場所で話したことについて、報告がなされる。

6 同月初旬頃、A が同年 6 月 11 日に受けた Q-U テストの結果を担任が確認する。A は、学級生活不満足群の要支援群に属しているという結果が出る。Q-U テストの学級生活不満足群は、「耐えられないいじめや悪ふざけを受けているか、非常に不安傾向が強い児童・生徒」であり、要支援群は、その傾向がさらに強い生徒である。

7 担任は、A が生活アンケートでスクールカウンセラーへの相談を希望していたが、スクールカウンセラーが来校する頻度が 2 週間に 1 度であり、直近の日の相談予約が埋まっていたことから、A に対し、緊急を要する相談かどうか確認した。これに対し A は、緊急を要しないため、相談を要しない旨回答し、スクールカウンセラーとの面談は行われなかった。

8 同月 19 日、A の母から、C 講師に対し、A が B よりきつい口調で当たられているといった内容の電話があった。これを受けて、C 講師は、担任と教頭に報告した。

担任は、C講師よりこのことを聞き、いじめではないかという疑いを抱いた。

C講師は、教頭にα部内で聴き取りを行うということを報告し、それを教頭も了承した。

C講師は、α部の1年生から3年生に対し、聴き取り調査を行った。その結果、C講師は、AとBがお互いに相手方に何か言うときには、きつい言い方で言い合いをしているという認識を抱いた。また、C講師は、Bと小学校時代からα部の競技のスポーツクラブでチームメイトであった部員がBの周りに多くいる一方、Aの周りにはそういう部員があまりいないのと、Aがα部の競技について初心者であるため、BがAに対しきつく言ったときに、Bの周りにいる部員が同調するとAが影響を強く受けるのだという認識を抱いたが、いじめの疑いは抱かなかった。

C講師は、聴き取り調査の結果を担任、教頭、Aの保護者及びBの保護者へ報告した。

9 同年11月26日、福岡県教育委員会教育長より、各市町村教育委員会宛に手引等を校内研修で活用するよう依頼する通知が届く。嘉麻市教育委員会教育長は、同月29日、当該通知を嘉麻市内の小中学校校長へ通知する。

10 同年12月初旬頃、C講師は、Aを迎えに来たAの母より、BがまだAに対し、嫌なことを言っているという相談を受けた。

それを受けて、C講師は、A及びBがお互いの思いを話し合う機会を設けることをA及びBの保護者に提案した。

C講師は、担任に、同月末までにはA及びBが話し合う機会を設けたいということを伝えた。

11 同年12月17日、Aの母は、2学期末の三者懇談会の際に、担任に対し、BがAの連絡帳のファイルを汚いモノのように指でつまんで扱ったことを相談した。

また、同じ三者懇談会の際に、Aが美術の時間に、美術の教諭の指示を理解できず、近くにいた別の生徒（以下、「生徒E」という。）にその意味を確認したところ、Bが「なんで今のもわからなかったのか」とAに聞こえるように、生徒Eに対して話しているのが聞こえたという相談があった。

Aの母は、これはいじめではないかと担任に訴えた。

C講師は、担任からこのAの母の話を知り、初めてAに対するいじめではないかとの疑いを抱いた。

同日、担任は、Aの母からの相談を校長と教頭に報告する。校長は、同月20日にBからの聴き取りを行うよう指示する。

12 同月20日、担任とC講師が、生徒Eに確認したところ、生徒Eは、美術の時間のことは覚えていないと回答したが、Bが「これまでも何回も説明するのに同じことを何度も聞き返されて嫌だった」と言っているのを聞いたと回答した。

担任は、校長と教頭に、生徒Eからの聴き取りの内容について報告をする。

担任は、同日、A及びBから個別に聴き取りを行い、Bは、美術の時間に、「なんで今のもわからなかったのか」とAに聞こえるように生徒Eに対して話したことについては覚えていないと答え、BがAの連絡帳のファイルを汚いモノのように指でつまんで扱ったことについて認めた。

13 同月21日、担任、C講師、A及びBの四者で、昼休みの時間帯に、家庭科準備室において話合いの場が設定された（以下、同日の話合いを「四者話合い」という。）。

四者話合いでは、まず、C講師が「お互い相手に対して思っていることがあると思うので、どちらでもいいから、自分が相手に、特にこれということがあれば、まずそれを言って」と言うと、Bから、小学校の時にAからのボディータッチが激しくて、それを嫌だとAに言っても止めてくれなかったという話がなされた。

これに対し、C講師がAに、なぜボディータッチをすぐに止めなかったのか尋ねると、Aは、「(Bが) 照れてるのかと思いました」と回答した。

続いて、Bから、Aが、バスで乗り合わせた隣のクラス的女子生徒に対し、Bの交友関係に関して、なぜBはあんな人と付き合うのか等と言っていたとその隣のクラス的女子生徒から聞いたという話があった。

このことについて、C講師がAに尋ねると、Aは、その女子生徒にBの愚痴を言ったと回答した。

これに対し、C講師は、Aに対し、愚痴は本当に仲が良い子に言わないとAが誰にでもBのことを言いふらしていると思われるのでAが損をすると伝えた。

BがAに対してもう言いたいことはないと言ったため、C講師がAに尋ねたところ、Aからは、学級で連絡帳のファイルを配付するときに、Aのファイルだけ汚いモノを触るようにつままれ、それは嫌だったから止めてほしいという話がなされた。

このことについて、C講師がBに尋ねたところ、BからはAのファイルだけ汚いモノのように扱うことをしたという回答があった。

これに対し、担任及びC講師は、Bを厳しく叱った。

C講師は、AはボディータッチをBが止めてと言っても止めなかったこと及びAがBの愚痴を言ったことについて、BはAの連絡帳を汚いモノのように扱ったことについて、AとB両者に謝罪させた。

その後、C講師は、A及びBに対し、 α 部のA及びBの先輩部員たちや同級生の部員が、A及びB両者の関係性が良くないことについて気を遣っていることと伝え、今後ずっと、 α 部の先輩や同級生たちが気を遣うようなことをすれば、二人には部活動を辞めてもらわなければいけなくなると話した。

担任は、AとBに対し、残りの学校生活を周りもいるんだというところを意識して生活しようということと話した。

- 14 C講師は、同日、四者話合いの内容を校長と教頭に伝えた。その後、C講師がAとBの保護者に報告するため、電話連絡したところ、Aの父がAとともに学校に来校すると回答し、Aの父へはX中学校において対面で一連の流れを報告した。Bの保護者は、X中学校に来校することができないということであり、電話で報告をした。

Aの父は、X中学校に来校して「Bさんがそこにいて謝ってくれるのかと思った」と話した。また、C講師からの報告に対し、「この子は愚痴も言ったらいいけんのか」と話した。これに対し、C講師は、「愚痴は言ってもいいんですが、日頃あまり一緒にいない子に話すとどういうふうに広がるか分からないので」と話した。

Aは、C講師からの説明の後、Aの父に「もう帰ろう」と述べた。

担任とC講師は、AとAの父が担任とC講師の指導に納得したと認識した。

- 15 X中学校は、同月24日に2学期の終業式を迎え、Aは、同月25日より α 部を欠席するようになった。

終業式の夕方、C講師は、A宅にAが帰宅したかどうかの確認の電話をしたところ、Aの保護者から発熱や下痢の症状があるため、同月25日と同月26日の α 部の大会を欠席するという電話があった。

Aの保護者から教頭に対し、同月27日以降もAが部活動を欠席するとの連絡があった。

- 16 令和4年1月11日の3学期の始業式の日、Aの母は、朝、X中学校にAが生理痛で欠席すると電話連絡を入れ、同日よりAは学校を欠席するようになった。

同日の夕方、Aの父は、X中学校へ行き、Aが四者話合いの中でC講師より「二人とも部活を辞めさせる」と言ったことに納得していないこと、Aは部活に出席できないのにBだけ部活を続けていることに納得いかないことを述べる。

担任が教頭に報告すると、教頭は、担任に対し、「二人とも部活を辞めさせる」というのは、次に何かあったらという意味なので、それがなければ退部させ

るという指導を行うことはないという真意を、担任及びC講師から、Aの父に話して分かってもらえるようにと指示した。

- 17 同月12日午後6時頃、Aの父がX中学校へ行き、担任とC講師が対応した。校長と教頭は、PTAの評議員会があり同席しなかった。Aの父は、Aがα部を辞めたいと言っているのだからBをα部から辞めさせるよう求めた。Aの父は、話合いの途中、机を叩くことなども行った。C講師は、四者話合い以降、二人を指導する場面はなかったので退部させることはない旨をAの父に伝える。

担任とC講師が校長、教頭及びAの学年の学年主任にAの父とのやり取りを報告する。

- 18 同月13日、Aの母は欠席連絡をし、担任はその際に、Aの体調について聞くと、Aの母は、AがBのことで気に病んでいるという話をする。

- 19 同月14日の1時間目に生徒指導委員会が開催され、これまでの経緯や指導の過程についての説明がなされ、二人を部活動から辞めさせない方向で話をしていくことについて協議がなされる。

C講師は、電話でBの母へAの父の主張を伝える。Bの母から、関係者全員が一堂に会する場を設定するようにとの要望がある。

教頭は、C講師に対し、校長、教頭、嘉麻市教育研究所学校支援室長（以下、「学校支援室長」という。）、スクールサポーター等が出席した会の開催をAの保護者に提案するよう指示する。

同日午後6時頃、Aの父から電話があり、C講師から、第三者も出席した関係者が集まる会の開催について提案するが、Aの父は断る。その後、Aの父は、X中学校を訪れる。校長、教頭、担任及びC講師で対応する。

Aの父は、校長らに対し、「被害者は辞めるのに加害者は続けられるんですか」「心が傷ついているんですよ」「この状況でα部に戻れというんですか」と述べる。

校長がAの父に家庭訪問を提案すると、Aの父は、Aの嫌がることはしたくないので、Aに確認してみると回答する。

- 20 同月15日の朝、Aの父は、X中学校へ電話し、「あなたたちの対応は、僕は絶対に許さんし、それだけしっかり心にとめといてください」と述べる。同日、X中学校は、BがAの連絡帳のファイルを汚いモノのように指でつまんで扱ったことについて、いじめと認知した。

校長は、学校支援室長に協力を依頼する。

Aの保護者は、C講師と話すことを求めるが、教頭は、C講師と連絡が取れないとして、教頭が代わりにC講師に伝える旨述べる。

校長は、Aの欠席の原因は、12月の案件であると判断し、教育委員会への12月の月例報告を差し替えて、いじめ事案として報告する。

- 21 同月16日、教頭がC講師に電話をする。C講師は、Aの父が、机を叩いたり、大声を出したりして、お前が辞めれ、お前みたいな者がいるからα部がこうなっているとされたのが怖いと話す。

教頭は、C講師に対し、翌日である17日に休んだらどうかと話した。C講師は、教頭に「なぜ私が休まなければならないのか」と述べたが、月曜日である17日から、Aの父より電話がかかってくるのでと言われ、C講師は、17日については年休を取得することを了承した。

- 22 同月17日、C講師は、年休を取得する。

校長は、学校教育課長を訪問し、これまでの経過を記した書面を渡す。

校長と教頭が学校支援室長に支援を依頼する。

夕方、Aの父は、X中学校を訪問する予定であったが、体調不良のため訪問できないとX中学校へ電話する。

午後7時頃、教頭が、C講師に電話で連絡する。教頭は、その電話の中で、C講師に対し、「どうするね？もう休むね？これから先」と話し、C講師は、「私休まなければならないんですか」と尋ねた。すると、教頭は、C講師に対し、「授業の時間数は足りているから」と話した。これに対し、C講師が「授業の途中でもあるので」と答えると、教頭は、C講師が赴任する前の年に病休を取得して退職した教員の話を出した。これに対し、C講師が「病休を取得しないといけないのですか」と尋ねると、教頭は、「病休じゃなかったら退職になるけど」という話をする。

C講師は年休を取得することに不服であったが、休職ではなく、とりあえず1週間（同月21日まで）年休を取得することとした。

- 23 同月18日、校長が学校教育課長を訪問したところ、学校教育課長は、校長に対し、Aについて、「このまま欠席が続くといじめによる重大事態となる」「本人の学力保障からも登校への取組を進めるように」「C講師からも話を聞きたいので教育委員会に来てほしい」と述べる。

同日の昼に、担任が、Aの父へ電話した際、Aの父は、校長、教頭、担任及びC講師同席での会を開いてほしいと要望する。これに対し、担任は、C講師が今週中は年休を取得していることを伝える。

学校教育課長と学校教育課長補佐が、X中学校を訪問し、C講師から話を聞いたと述べる。その上で、今後は組織的対応を柱として、生徒指導部、管理職、学校としての対応として、C講師個人に対応させないようにし、その旨Aの父

とも話をするようにと、そしてそれは教育委員会の指導によりそうすると伝えるようにとの話をする。また、学校教育課長は、C講師には、積極的に年休を使わせ、年休消化で対応するよようにという話をする。

同日午後5時頃、生徒指導委員会が開催され、経過を委員会として確認し、C講師の復帰に向けての体制づくりを協議する。

24 同月19日、職員会議を開催し、教頭が教職員へ経過報告を行う。C講師個人の問題とはせず、全員が共通認識の下で、学校として組織的に対応していくこと、Aが登校できるような手立てを考えていくこと等が協議される。

25 同月20日、校長が、学校支援室長に対し、学校支援室長からもX中学校は教育委員会の支援を必要としていると伝えてほしいと要望を伝える。

同日午後6時頃、教頭が、Aの父に電話して、Bの保護者同席での会議開催を求めたところ、Aの父は、Bの保護者同席には同意したが、C講師同席での話合いの会を強く求める。教頭は、教育委員会からの指示でC講師は同席させないで生徒指導委員会や管理職が対応すると話したところ、Aの父はそれに同意しなかった。

26 同月21日、学校教育課長が、校長に電話し、学校主体でAが登校できるような話合いの場をまずは開くよようにという指示を行い、また、C講師の参加もそうせざるを得ないだろうが、他の複数の教職員が出席してもよいという指示をする。

同日午前、校長がC講師に電話したところ、C講師は、「なぜ私が休まないといけないのか」と話す。

午後5時頃、担任がAの母へ電話をし、Aの顔を見に行きたいと伝えたところ、Aの父と電話を替わり、Aの父は、C講師との話合いの場の設定を求める。

午後6時頃、校長と担任が学校発の文書や手紙をAの自宅のポストに入れに行く。帰宅後、校長がAの父に電話し、C講師を同席させないで話合いがしたい旨伝えるが、Aの父はそれを断る。

27 同月22日、校長がAの父に対し、前日に担任が話したのと同様のことを伝えようとするも、Aの父は、教育委員会と話すと述べる。

28 同月24日、学校教育課長は、校長に対し、Aの保護者とBの保護者との間の話合いの会は開くよように、C講師がその会に全く同席しないわけにはいかない、生徒指導主事が代わりに回答する等の対応を取るよようにと指示をする。

校長は、生徒指導委員会を開催し、今後開催するであろうAの保護者とBの保護者との話合いの会について生徒指導委員会の役割を確認し、C講師の意向も確認した上で、今後の生徒指導委員会で協議していくこと等の話合いがなさ

れる。

午後5時頃、担任がAの母に電話し、家庭訪問をしてAの顔が見たいと伝えたところ、Aの母は、Aは微熱、吐き気、めまい等が続いており、外に出れない状態だと伝える。

担任は、学年主任と学校発の文書をA宅のポストに入れに行く。

- 29 同月25日、校長がC講師の意向を確認し、今後開催されるAの保護者とBの保護者との話合いの会への出席の話をする。

午後6時頃、担任がAの父と電話で話し、Aの父は、Aの学級での新しい班編成後の班の生徒が作成した寄せ書き等を見てAが喜んでいると話す。その後、担任がA宅のポストに学校発の文書を入れに行く。

- 30 同月26日、午後1時頃に、Aの父が、教育委員会を訪ね、学校支援室長が対応する。その後、校長と教頭が教育委員会を訪ね、教育長及び学校教育課長より今後の対応方針を聞く。教育委員会からは、Aの父の思いをしっかりと聞くこと、学校全体としていじめ問題の重大さを捉えること、Aが登校できる状態を作り出すことが何よりの課題であること、そのための学校の取組を説明すること、一度での解決が難しくても、両家の話合いや学校との話合いが継続できるように、それぞれの要望を聞きながら進めることについて指示がある。

校長は、生徒指導委員会を開催し、今後の取組について協議する。また、校長は、生徒指導委員会で、委員会全体で、それぞれが当事者としていじめ問題に対する考えを持ち、取り組むことを伝える。

午後6時頃、担任が、Aの父へ電話したところ、Aの父は、現状では、Aを学校に行かせられないとの話をする。また、Aの父は、担任に、C講師の様子を尋ね、担任は、C講師は体調が万全ではなく、午前中で帰宅したと伝える。

その後、担任が学校発の文書をA宅のポストに入れに行く。

- 31 同月27日、学校支援室長が、X中学校に電話し、教頭に対し、前日の同月26日にAの父に対し、不登校の生徒等を支援する嘉麻市教育研究所適応指導教室「れすとぴあ」を紹介したという話をする。教頭は、校長にその内容を報告する。

校長が、PTA会長に事案の経過を報告し、内容への理解と今後の協力を求める。

午後5時50分頃、担任が、Aの父と電話で話す。その後、担任がA宅へ学校発の文書をA宅のポストに入れに行く。

- 32 同月28日、X中学校では、午前と夕方に生徒指導委員会が開催される。午前の生徒指導委員会では、学校支援室長も同席し、Aの父とのこれまでのやり

取り等の説明がなされる。

午後の生徒指導委員会では、担任が出席し、今後の協議の持ち方や、対応の確認、学校側の対応案等について協議がなされる。

同日午後6時40分頃、担任とAの父が電話で話し、Aの父は、Aの学級全体の保護者会を開催してほしいと要望する。

その後、担任がA宅へ行き、A宅のポストに学校発の文書を入れる。

- 33 同月31日、学校支援室長は、教頭に対し、同月28日に、学校支援室長とAの父が電話で話して、Aの父よりAの学級全体の保護者会を開催してほしいとの要望があったこと、学校支援室長が、個人攻撃ではなく、建設的な話合いであれば結構だということで同意したこと等の話をする。

Aの父は、担任に電話し、C講師が出勤しているかどうかを確認するために校長と替わるように求める。

Aの父は、校長に対し、いつAの保護者とBの保護者との話合いの会を開催するのか尋ねる。

午後6時15分頃、担任がA宅のポストに学校発の文書を入れるためにA宅へ行く。

担任の帰校後、担任がA宅へ電話する。Aの父が出て、Aの父は、「C講師は逃げ隠れしてふざけるな。死に物狂いで対応しろ。C講師は絶対許さない。会った時に直接言う」と述べる。続いて、Aの父は、Aの母に電話を替わり、「担任は毎日連絡すると言ったが、土日は連絡してこない。土日は心遣いはお休みなのか」「C講師は部活動顧問として一言もない。行動が遅い」と述べた。その後、電話をAに替わり、Aは、「動悸が止まっていない。1学期も相談したけど部活だけのことで済ませられた。根本はBだけど、助けを求めたのに先生も。私が学校に行ったら真っ先に私に頭を下げて謝ってください」と述べた。

最後に、Aの父に電話を替わり、Aの父は、校長と教頭に伝えておくようにと述べた。

その後、担任は、校長、教頭及び主幹教諭にA及びAの保護者からの電話の内容を伝える。

- 34 同年2月1日、学校教育課長が校長に連絡し、校長が教育委員会へ行き、前日の経過等を報告する。学校支援室長にも報告する。

校長は、職員会議を開催し、Aの保護者とBの保護者との話合いの会の流れを確認する。Aの不登校解消に向けて保護者の強い気持ちを受け止め、相談体制や、「いじめアンケート調査」、保健室登校や外部機関との連携等をすすめることについて協議がなされる。人権学習や保護者会の実施を計画すること、い

じめに類するトラブルについても集団づくりやコミュニケーションづくりを見直すこと等が話し合われる。

午後5時50分頃、担任が、Aの父に電話をすると、Aの父は、Aがプリントや生徒の手紙を喜んでいると話す。

午後6時に、校長が、Aの父へ電話をし、同年2月4日午後7時からAの保護者とBの保護者との話合いの場を設定し、教職員10名程度が参加することについて伝える。

午後6時30分、担任がA宅のポストに学校発の文書を入れるために、A宅へ向かう。

- 35 同月2日、学校教育課長が校長に電話し、校長が同月4日にAの保護者とBの保護者との話合いの会を開催すること、同日までの流れを説明する。

午後6時頃、担任がAの父に電話をし、Aの学級の生徒がAに手紙を書きたいと言っており、それを明日以降届けるつもりだと伝える。

午後6時40分頃、担任が学年主任ともう1名の教職員とともに、A宅のポストに学校発の文書を入れるためにA宅へ向かう。

- 36 同月3日、校長と教頭が、Bの保護者と面談し、Bへのカウンセリングを勧める。

X中学校において、同日の帰りの会で、生徒指導主事作成の「仲間とのかかわりについてのアンケート」が全校生徒を対象に行われ、学年の生徒指導担当が集約することとされる。加えて、X中学校において、「いじめ早期発見のための家庭用チェックリスト」の用紙が配付される。

午後5時頃、Aの父は、X中学校へ電話し、Aの弟がコロナウイルスの濃厚接触者となったため、翌日に予定されているAの保護者とBの保護者との話合いの会を延期してほしい旨連絡をする。

午後7時頃、担任は、もう1名の教職員とA宅のポストに学校発の文書を入れるために、A宅へ向かう。

- 37 同月4日、生徒指導委員会が開催され、「仲間とのかかわりについてのアンケート」の集約結果を各学年が報告する。生徒指導委員会にて、いじめ案件等での認識について組織的対応ができていない課題が再確認される。

学校教育課担当係長が、X中学校へ電話し、教頭が電話を受ける。係長は、Aのいじめに起因する欠席日数が30日を超えると「重大事態」となり、市議会及び市長報告の案件となるため、そうならないように取組を進めていくこと等の指示をする。また、同日に予定されていたAの保護者とBの保護者との話合いの会は引き続き日程を設定して行うこと等の指示がなされる。

午後6時頃、担任がもう一人の教職員とともに、A宅のポストに学校発の文書を入れるために、A宅へ向かう。

38 同月5日、担任が、A宅に電話をしたところ、Aの父は、Aは動悸はあるが食事は食べるようになっていることを話す。

39 同月6日、担任が、A宅に電話をすると、Aの父は、Aはたまにめまいがすること、病院から精神的なことが原因であると言われていたこと等を述べ、担任はそれを教頭に伝える。

40 同月7日、学校教育課長と学校支援室長がX中学校を訪問し、校長と教頭に対し、Aの保護者とBの保護者との話合いの会について次のような指導があった。

- ・いじめ問題に対して学校の認識が甘かったことについて謝罪の必要がある
- ・12月の段階で当該学級の教員らの対応で解決したものとし、生徒指導委員会で認知されず、本件への対応がされなかったことが組織的対応につながらず現状を招いている
- ・冬休み中の部活動への欠席の対応も十分できていたのか、そこで何か大きな事態があったのではないか
- ・当該教員の指導に任せて管理職による指導や助言、支援がなされていないという不作為について管理職として謝罪の必要がある
- ・いじめ問題解決に向け改めて学校全体で取組を深めることとし、学校は生徒への2次被害を防ぐためにも、すべての生徒を大事にすることを通して共に学ぶ場であるのだということを訴えていくこと
- ・加害者からの謝罪の必要性・懲戒について検討すること
- ・加害者について別室でのカウンセリングを勧める
- ・医者からは加害者との接触を避けることが望ましいとの所見があること
- ・Aの学校への復帰を進めること、欠席が30日を超えると重大事態となること
- ・学力保障の観点からも別室（保健室等）での個別学習ができる体制づくりをすること
- ・子育て支援課と連携して「れすとぴあ」や「教育相談室」等の活用を紹介すること
- ・話合いの場に教育委員会がないことを問われたら答弁を行うこと
- ・常に事態は細かく報告し指導を受けていること
- ・今回は、いじめ問題に対するX中学校の認識の不十分さ・甘さが課題であり、今後いじめのない学校づくりを通じてAの登校を促すことを第一としている

こと

午後6時、担任が、Aの父へ電話をかける。校長もAの父に電話をし、Aの保護者とBの保護者との話合いの会を同月9日の午後7時から開催することを伝える。

41 同月8日、午後6時15分頃、担任がAの父に電話をかける。午後7時頃、担任が別のもう一名の教職員とともに、A宅のポストに学校発の文書を入れるために、A宅へ向かう。

42 同月9日午後7時、Aの保護者、Bの保護者、校長、教頭、学校支援室長、担任、C講師その他6名の教職員が出席し、Aの保護者とBの保護者との話合いの会が開催される。

冒頭に、校長が、これまでの経過を説明し、いじめ事案に対する認識及び対応の不十分さについて謝罪の言葉を述べる。

Aの父母は、Aの現状とAの診断書を回覧し、Aの父母がいじめに対するB及びBの父母への意見を述べる。

Bの父母が、今回の件に関する意見やBが小学校の時から経過から感じてきたことなどを述べる。

Bの父母からいじめ事案に対する謝罪が行われる。

午後9時に一旦終了するが、片付け中に、Aの母はC講師に対し、これまでの対応について批判する。

また、Aの父母は、本件いじめ事案をAの学級で公表すること、A及びBのカウンセリングを行うこと、今後AとBが接触しない学校生活を送れるような体制を取ることなどの要望を述べる。

X中学校では、午後9時50分から職員会議が開催され、教頭がAの保護者とBの保護者との話合いの会の内容を報告する。Aの保護者からの要望についての確認がされる。

43 同月10日の朝、Aの父は、担任に電話し、昨日の話合いの会を受けてBが逆恨みすることがないように、AとBが接触しない体制を作るよう要望する。

また、Aの父は、C講師に電話を替わるよう求め、Aの父は、C講師に対し、Aが12月の指導において、C講師から「感性がおかしい」と言われたことが一番嫌になっていると話す。

午前9時から担任も参加し、生徒指導委員会が開催され、Aの学級での学級会の進め方等について協議がなされる。

養護教諭は、スクールカウンセラーと協議した、今後のカウンセリングの計画について説明をする。養護教諭は、Bには市のカウンセラーを付けることな

どについてスクールカウンセラーから提案があったこと等について報告を行う。

午前9時55分頃、学校教育課長はX中学校へ電話し、前日のAの保護者とBの保護者との話合いの会の報告書を提出するよう指示する。

昼休みに養護教諭が、Aの父に電話をし、祝日である同月11日の午後2時30分にAがX中学校へ行き、カウンセラーと顔合わせをすることが決まる。

Aの学級の学級会において、担任は、AがBからいじめを受けたこと、その結果、Aが登校できなくなっていることについての話をする。Aへの学級の生徒一人一人のこれまでの態度に関するアンケートとAへのメッセージ作成が行われる。

校長が、教育委員会へ行き、教育長と学校教育課長に対し、前日のAの保護者とBの保護者との話合いの会の報告を行う。教育長及び学校教育課長は、Aが登校した際、Bを教室から出すことや、学級を2分割して授業を行うこと等についての提案をする。

午後5時よりX中学校において、生徒指導委員会が開催され、担任が、学級会の様子を報告し、養護教諭は、昼休みのAの父との話についての報告を行う。校長は、教育長及び学校教育課長との協議内容を報告する。

午後6時25分頃、担任が、Aの父に電話し、学級会での様子を話し、学級の生徒は、Aの現状を理解し、これからやっていきたいことの案等を考えたことを伝える。

午後7時30分頃、担任は学年主任とともに、Aの学級の生徒が作成したメッセージを1枚にまとめたものをA宅のポストに入れる。

- 44 同月11日、A、Aの父及びAの弟がX中学校に行き、Aはスクールカウンセラーとの面談を行う。

カウンセリングの中で、スクールカウンセラーがAに「きつかったね」と声をかけると、Aは号泣する。また、カウンセリングの中で、Aは、令和3年12月21日の四者話合いでの指導の過程に引っかかっている点があると話す。

その後、担任と校長らとでAの別室登校の体制づくり、Aの今後のカウンセリング、Bの別室指導、Bのカウンセリングなどについて話し合う。

- 45 同月12日、担任がAの父に電話をかける。

- 46 同月13日、担任がAの父に電話をかける。その電話の中で、Aの父は、同月17日のスクールカウンセラーのカウンセリングにAは行く予定であるが、Bと接触がないようにしてほしいこと、C講師は、Aが隣の学級の生徒にBの悪口を言ったこととBがAに対してしてきたことを「おあいこ」と言ったが、おあいこなわけがないこと、Bのカウンセリングを実施してBに反省してほし

いこと、C講師は信用しないこと等の話がある。担任は、その内容を教頭に報告する。

47 同月14日、生徒指導委員会が開催される。生徒指導委員会の委員の教職員は、同日、Aの父が、校長、教頭、担任及びC講師で話合いの場を設定してほしいと申し入れをしたとの報告をする。また、同月17日のAのカウンセリングの日のことについて打合せがなされる。そのほか、Bの別室指導、Bのカウンセリング、Aの学級を2分割して授業を行うことが可能かどうかなどについて検討される。

午後6時40分、担任が、Aの父に電話をかける。その後、校長がAの父に電話をかけ、Bの個別指導について伝えるとともに、C講師に伝えたいことは校長に言ってほしいと伝える。

その後、担任が、同月10日の学級会を欠席していた学級の生徒のメッセージをA宅のポストに入れる。

48 同月15日、教頭は、嘉麻市子育て支援課の職員とBのカウンセリングについて打合せをする。

養護教諭は、A宅に電話し、17日に予定されているAのカウンセリングについてAの父と話す。

午後6時10分頃、担任がA宅のポストに学校発の文書を入れる。

午後7時30分頃、校長、教頭及び担任がBの保護者と面談し、Bの保護者に、Bの別室指導やBのカウンセリングを行うことを伝える。

49 同月16日、BがBの母と登校し、そのまま生徒指導室に入り、Bの別室指導が始まる。午後6時頃、担任がAの父にBの別室指導の様子を伝える。

50 同月17日、X中学校の相談室において、Aのカウンセリングが実施される。

午後3時45分頃、X中学校で職員会議が開催され、校長は、

- ・ Aの父の激しさの対応には難しさがあるが、何回も接していくと子への愛情の現れであったとも思う
- ・ 私たちは、いじめの認知をその場で起こった事実でとらえてきたが、そこに至る長い歴史や背景をもっとしっかりとらえきれていれば、別の対応もできたのではないか
- ・ 生徒個人一人ひとりの特性の理解がもっとできていればよかったのではないか
- ・ 担任の努力をどの先生も知ってほしい。それに対して管理職の対応は不十分であった。今後は他の先生方の負担が増えることになると思うが協力をお願いする

等と述べる。

午後4時頃、市のカウンセラーより、Bのカウンセリングが行われる。

午後5時45分頃、担任が、Aの父へ電話をかける。

- 51 同月18日、X中学校において、生徒指導委員会が開催され、Aの学級を2分割することやAとBを接触させない方法などについて協議される。

X中学校において、いじめ問題に関する全校人権学習が行われる。

午後6時頃、担任が、Aの父に電話をかけ、担任が学級でAの顔を見たと話したら、生徒からAを心配する声が上がったとAの父に伝える。

午後6時20分頃、担任がA宅のポストに学校発の文書等を入れる。

- 52 同月19日、担任が、Aの母に電話をかけると、Aの母は、次のカウンセリングの予定について尋ねる。

- 53 同月20日、担任がAの父に電話をかける。Aの父は、Aの体調は少しいいと述べる。その際、Aの父は土日は親が見ているので、土日の連絡はもういいと伝える。

- 54 同月21日、校長が、Aの父にX中学校への来校を依頼し、校長は、Aの父に対して、今後のAの登校までの段取りとBの別室指導の様子を説明する。Aの父は、Aは昼間は一人できつそうだが、夜は父母がいるので安心しているようだと言述べる。

- 55 同月22日、X中学校は、帰りの会で、いじめ問題をテーマにした学級通信を配付する。

午後6時頃、担任が、A宅のポストに学級通信を入れる。

養護教諭が、Aの父に電話をかけ、次回のカウンセリングの打合せを行う。

- 56 同月24日、担任が、Aの父に電話をかけ、同月25日に予定されているカウンセリングのための登校について確認する。

午後6時20分、担任がA宅のポストに学校発の文書等を入れる。

- 57 同月25日、生徒指導委員会が開催され、Aの事案について、経過報告が行われる。

午前10時からAのカウンセリングが開始される。

午後5時45分頃、担任が、Aの父に電話をかけ、次回のカウンセリングが3月1日であることを確認する。

Bの別室指導の延長が決定する。

- 58 同月28日、Aの欠席日数が30日を超え、いじめ防止対策推進法上の「重大事態」に該当する。

学校教育課長補佐がX中学校を訪問し、校長、教頭に対し、時系列に沿った

経過報告をまとめること、生活アンケート等をしっかりと保管すること、組織を作って調査を行うこと、調査は生徒指導委員会が行うこと、月例報告等を基にした簡易的な報告を同年3月3日までに教育委員会に対して行うこと、発生の報告書は同月14日までに教育委員会に提出することなどの指示を行う。

午後4時20分頃、学校教育課長補佐は、教頭へ、教育長、学校教育課長及び学校教育課長補佐とで協議したと電話で伝え、特に、Aの学級の分割授業が行われずに新たな方針となっていることについて、その方針転換がどのように行われたのかについてX中学校から説明がないとの指摘を行う。

教頭は、学校教育課長補佐に対して、2分割授業は実現困難な点が多いこと、別室指導はAの保護者から評価されていること、いじめ防止対策推進法の学校が講ずべき措置に該当すること、Bにとって別室指導はいじめ加害者としての認識をじっくり考えさせることができること等の説明を行う。

これに対し、学校教育課長補佐は、校長が同年3月1日に教育委員会に赴き、説明するよう指示をする。

午後4時30分、1年生教員は学年会を開き、Bの別室指導の今後の進め方、今後の学年としての指導の方向性や内容、役割分担について協議する。

午後5時40分、担任が、Aの母と電話で話し、Aの母は、Aが15分くらいは外に出ようと思っているが、一昨日はそれもできない体調であったこと、今日も体調が優れないことについて話す。

午後6時10分頃、担任がA宅のポストに学校発の文書を入れる。

午後6時50分頃、校長がAの父に電話をかけ、Bの別室指導を継続することについて伝える。

59 同年3月1日、午前9時頃、Aの母が、X中学校へ電話し、Aの体調が優れないため、同日10時から開始予定とされていたカウンセリングをキャンセルすると伝える。

午前11時、校長が教育委員会へ行き、教育長及び学校教育課長と協議する。

午後3時、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、養護教諭、担任、スクールカウンセラーが集まり、校長が教育委員会での協議について報告する。校長と教育委員会との協議の内容として次のことが報告された。

- ・ Aの欠席が30日を超えたこと
 - ・ 重大事態であるかどうかを決めるのは学校であること及びそれを受けて校長が重大事態であると認識して対応すると回答したこと
- また、同日、学校教育課長補佐がX中学校を訪問して、次のことを報告する。
- ・ 本事案がいじめ防止対策推進法28条1項2号の重大事態に該当すること

- ・調査主体は学校となるので、いじめ重大事態調査委員会を整備すること
- ・教育委員会への報告が不十分で教育長へその内容が伝わっていないこと
- ・2分割授業が行われていないことや別室指導を続けていることについて校長が説明したこと
- ・学校だけでの対応では無理があるのだから、情報共有をしっかりとすること
- ・別室指導が長く続くことによる弊害もあり、学習権の保障という観点から考えること、タブレットを使ったコミュニケーションの手段などがないかということ

スクールカウンセラーは、Bのカウンセリングでの反省の度合いを測る判断は組織的に行うこと等を提案する。

午後6時15分頃、担任がAの父へ電話をかけ、Aの体調について尋ねる。

Aの父は、Aがお腹の調子が悪く、微熱もあるためカウンセリングをキャンセルしたと答える。担任がBの別室指導の延長を伝える。

午後6時44分頃、担任は、A宅のポストに学校の様子等を記載した配付物を入れる。

60 同月2日、担任がBに対し、いじめ事案1の話について尋ねた。

午後4時、校長は、教育委員会へ行き、学校教育課長補佐と今後の進め方について打合せを行った。

午後6時18分頃、担任が、Aの父と電話で話す。Aの父は、Aは今朝倦怠感があり、体も重くて起きられない様子だったと話す。担任は、3月8日に予定されているカウンセリングについてAの父と話す。

61 同月3日、午前9時頃、X中学校の運営委員会で、同月4日の職員会議の後に、いじめ重大事態調査委員会を開催すること、Bの別室指導解除に向けての協議を行うことについて説明が行われる。

同日午後6時頃、担任が、Aの母へ電話すると、Aの母は、今朝Aの体調が悪かったことを担任に伝え、学習プリントの解答も持ってきてほしいと依頼する。その後、養護教諭が電話を替わり、同月8日のスクールカウンセラーとのカウンセリングについて確認する。

午後7時頃、担任が、A宅のポストに学習プリントの正答例と学校発の文書を入れる。

午後7時30分頃、校長が、Aの父に電話し、同月4日にX中学校に来校することを要請する。その後、Aの父はX中学校へ電話し、校長に対し、C講師との面談を求める。

同日、X中学校いじめ重大事態調査委員会が発足する。

- 62 同月4日、校長及び教頭が、C講師に本件が「重大事態」に該当したことを伝え、AやAの保護者が述べる「感性がない」「おあいこ」等の指摘について尋ねたところ、C講師は、なんでその言葉が出てきたのか分からないと回答する。
- また、C講師は、校長らに対し、休職したいという話をする。
- 予定されていたAの父の来校はキャンセルとなり、Aの父と学校支援室長との話合いが行われる。
- 午後4時45分頃、X中学校いじめ重大事態調査委員会が開催される。
- 午後7時頃、担任が、A宅のポストに学校発の文書を入れる。
- 63 同月7日、C講師は、病院の診断書を提出し、休職を開始する。
- 教頭が、学校教育課長補佐へいじめ重大事態発生報告書を提出したことを伝える。
- 教育委員会が、いじめ重大事態発生を市長に報告する。
- 午後5時30分、いじめ・不登校問題対策委員会を開催する。
- 午後7時15分頃、校長が、Aの父に電話をし、「重大事態」に該当したことを伝える。校長が、Aの父に対し、C講師が休んでいることを伝えると、Aの父は、C講師を逃がすのかと述べる。
- 64 同月8日、校長はAの父に電話し、C講師から診断書が提出されたことを伝える。
- 昼休み中に担任がα部の生徒から聴き取りを行う。
- 午後2時に、Aがスクールカウンセラーのカウンセリングを受ける。
- 午後6時頃、Aの父が、X中学校を訪問し、C講師の診断書を見せるように求め、校長が診断書を見せる。帰宅する際、Aの父は、担任に対し、校庭で、「感性がおかしい」「おあいこ」というC講師の発言を聞いていないのかと尋ねるが、担任は、「申し訳ないが覚えていない」と回答する。
- 65 同月9日、いじめ・不登校問題対策委員会が開催される。
- 午後5時30分頃、Aの父がX中学校を訪問し、C講師から説明するよう求めるも、校長は、C講師の考えを学校が聞いてそれを学校として説明すると話す。
- 校長から、Aの学級の2分割案を説明する。
- 66 同月10日、いじめ・不登校問題対策委員会が開催される。2分割授業を始めること、そのためにAの学級の保護者会（以下、「保護者会」という。）を開催することについて協議する。
- 午後5時頃、Aの父が、X中学校を訪問する。Aの父は、Aにめまい、耳鳴り等の症状があることを説明する。

担任は、Aの父へオンライン学習の形態等を説明する。また、同月14日に保護者会を開催することを説明する。

Aの父は、X中学校に電話し、AがAの学級の仲の良い生徒と会うのを希望しており、それを同月14日の午前11時から午後4時で希望していることについて述べる。

67 同月11日、朝、校長が、学校教育課長に2分割授業の説明をしたこと等を報告する。

職員会議で、同月15日からの2分割授業に向けて、同月14日に保護者会を行うこと等の報告がなされる。時間割等について教職員から意見が出される。また、教室割や教室環境、動線等について協議が行われる。

午後6時50分頃、担任がAの父と電話で話し、担任は、Aと同じ学級のAと仲の良い生徒とAが同月14日に会うことができると伝える。

68 同月14日、校長が教育委員会に行き、保護者会に向けて、教育長及び学校教育課長と打合せを行う。

Aが登校し、相談室でAの学級のAと仲の良い生徒と面談する。

午後7時より、保護者会が開催される。

校長が、保護者に対し、いじめが発生し、Aが登校できていないこと、欠席が30日を超え、「重大事態」に該当したこと、市長に報告したこと、Aがカウンセリング中であること、Bには別室指導をしたこと、2分割授業を行うこと等を説明する。

Aの父は、医師よりBと接触することがだめだと診断されていると説明する。また、Aの父は、C講師から説明がなされていないことについて保護者に対して問題提起を行う。

Aの学級の生徒の保護者から、「二人以外の生徒の話を深く聞いてほしかった。言いたいけど話せなかったこともある。いじめを見ました、聞きましたと言いたかった生徒たちには聴き取りが薄かったのではないか」「だまっていれば関係ない、となるのがよくないと思っている。見ていた子たち、私たちは悪くないで済ませた子たちが同じことが起こるかもしれないと自分事として考えるように。2つに分かれるのはあなたたちにも責任があるんだと先生たちには言ってほしい」という意見が出る。

69 同月15日、Aの学級の2分割授業が開始する。

70 同月17日、Aが登校する。同日10時20分頃、Aの父は、X中学校に電話をかけ、校長に対し、保護者会で、校長が、2分割授業を行う理由を、医師の診断によってではなく、AがBに会いたくないからだと説明したことは誤りであ

ることを伝える。

午後5時30分、担任が、Aの父に電話をかける。

午後6時18分、担任がA宅のポストに学校発の文書を入れる。

- 71 同月18日、学校教育課長補佐は、X中学校に電話をかけ、教頭が電話に出る。学校教育課長補佐は、同月14日に嘉麻市いじめ問題対策推進協議会が開催され、そこでAの事案が報告されたと説明する。

X中学校いじめ重大事態調査委員会が開催される。

- 72 同月22日、校長、教頭で教育委員会へ行き、教育長、学校教育課長、学校支援室長と協議し、経過を報告する。

Aが相談室へ登校し、英語の勉強をする。

- 73 同月23日、Aが相談室へ登校し、Aの学級の生徒3人と面談する。

- 74 同月24日、Aが登校し、相談室でカウンセリングを行う。その後、Aの学級の教室に入り、他の生徒と学級会に参加する。

第3章 当委員会の判断

第1節 諮問事項1及び諮問事項2

1 四者話し合いにおけるC講師の言動

(1) 四者話し合い内でのC講師の具体的な発言

諮問事項1及び諮問事項2において答申を求められているC講師の発言について、以下において、検証する。A及びAの保護者は、かかる発言は、令和3年12月21日、四者話し合いの中で行われたと主張している。

(2) α部を二人とも辞めてもらうことになるとの発言

ア C講師は、四者話し合いの最後に、A及びBに対し、部活内で先輩たちや友達が気を遣うような行動を止めないで、今後ずっとそういうことを部活の中でも出していくのであれば「二人には部活を辞めてもらわなきゃいけなくなってしまうよ」と述べたことを認めている。

担任も、C講師がα部の部活動での今後の二人の関係性次第で二人とも部活を辞めてもらうという指導があったことを認めている。

イ したがって、C講師が、四者話し合いの中で、今後A及びBが所属する部活動の部員に気を遣わせるようなことをした場合には、二人とも部活を辞めてもらうと発言した事実は認定できる。

(3) 「感性がおかしい」との発言

ア A及びAの父は、C講師がAに対し、四者話し合いの中で「感性がおかしい」と述べたと主張しているため、かかるC講師の発言について検証する。

イ 四者話合いの中では、Bが、最初に、小学校時代にAから受けたボディータッチについての話をしている。その話の中で、BがAに対し、ボディータッチを「止めて」と言ったのに、Aがすぐに止めなかったと述べたのに対して、Aは、すぐに止めなかった理由として、「照れてるのかと思いました」と述べたことが認められ、Aは、このことに対して、C講師が「感性がおかしい」と述べたと主張している。

ウ この点について、四者話合いに同席していた関係者から聴き取り調査を行ったが、聴き取り調査では、C講師がAに対し、「感性がおかしい」という発言そのものをしたかどうかは確認することはできなかった。

しかし、発言をされた側であるAが、C講師が「感性がおかしい」と述べたと主張している。また、C講師、担任及びBも、Bが、Aに対し、ボディータッチを何回も止めてと言っても止めてくれなかったという発言をし、Aがボディータッチを止めなかった理由について「照れてるのかと思いました」と発言したことを記憶している。さらに、C講師は、それに対し「本当に嫌なん？冗談なん？」と聞いてみることもよかったよね」と発言したことについては、認めている。それに加え、その後、Bに対し、「ほかにない？」と確認し、Bに、Aに対して嫌だと思っていることを話させ、最終的にはC講師は、AとBに互いに謝罪を促している。このような話の流れからすると、C講師は、AがBへのボディータッチを止めなかったことについて、Bへ謝罪すべき行為であると考えていたものといえる。

エ このため、「感性がおかしい」という言葉そのものを述べたかどうかは確認できなかったが、Bがボディータッチを嫌がっていることにAが気づかなかったことについて、Aの「感じ方が違う」「感覚が違う」等という意味合いの言葉を発した蓋然性はある。

(4)「おあいこ」との発言

ア A及びAの父は、C講師が四者話合いの中で、AとBが「おあいこ」という言葉を発したと主張している。

この点についても、四者話合いに同席した関係者から聴き取り調査を行ったが、「おあいこ」という言葉そのものを発したかどうかは調査により確認できなかった。

イ しかし、C講師自身、四者話合いにおいて、まずBからAに対して言いたいことを言わせて、次にAからBに対して言いたいことを言わせ、最終的にはA及びBが謝罪したことを認めており、担任もC講師が「お互い何か言い残したことはないですか」と最後に質問をしたことを認めている。

また、上述したとおり、今後部活動で先輩や友達に気を遣わせるようなことがあれば、二人には部活動を辞めてもらうという発言をしており、AとBの被害加害の別をみることなく同等に扱っていたことは認められる。

ウ このため、C講師が「おあいこ」という言葉そのものを発言したかどうかについては確認できないが、「おあいこ」と同義の「お互いさま」という認識を抱いていたことは認定でき、「お互いさま」等との発言をした蓋然性は高い。

2 四者話合いの不適切性

(1) 四者話合いの不適切な目的設定（喧嘩両成敗的）

この四者話合いが行われた経緯は、C講師が、同月初旬頃、Aの母から「AがBより嫌なことを言われている」という相談を受け、A及びBが二人で話す機会を設けることをAの母に提案したところ、Aの母が同意し、Bの母も同意したことによる。

これを受けて、C講師は、担任と相談して、四者話合いをAとBがお互いの思いを言い合い、「AとBの関係に一区切りつけて今後のトラブルを防止すること」を目的として行うことを決めた。

その後、四者話合いが行われたが、四者話合いの中では、C講師は、冒頭に「文句を言い合う場じゃないから」と述べ、BとAに互いに相手に対して思っていることを話させた上、最終的に、AとB二人ともに互いに謝罪させ、今後α部の周りのAらの先輩たちや友達が気を遣うような行動をしていくのであれば、二人には部活を辞めてもらわないといけなくなるという趣旨の言葉を述べて四者話合いを終了している。

このような、四者話合いの内容からは、C講師がAとBの被害加害の別をみることなく同等に扱っていることがうかがわれ、C講師は、四者話合いを実施した際にも、「AとBとの関係に一区切りつけさせて今後のトラブルを防止する」という目的を持っていたと考えられる。

しかし、令和3年12月17日、2学期末の三者懇談会が行われ、その中で、Aの母は、担任に対し、AがBから連絡帳を汚いモノのように扱われたことについて相談した。また、Aの母は、同じ三者懇談会の中で、Aが美術の時間に先生の指示を理解できず他の生徒にその意味を尋ねたことに対し、Bが「なんで今も分からなかったのか」と他の生徒に対しAに聞こえるように話していたということについても担任に相談した。Aの母は、かかる三者懇談会の際、これらのBの行為がいじめであると担任に対し訴えた。C講師も、三者懇談会でのAの母の話を担任から聞き、Bの行為がいじめの疑いがあると認識した。

このように、C講師は、四者話合いの時点で、Aがいじめられている疑いを

抱いていたのであるから、AとBの被害加害の別をみることなく同等に扱うことは、Aに無力感を感じさせるとともに、いじめを行っているBに自らの行為を正当化させて、いじめを継続させるおそれがあると認識すべきであったのであり、「AとBとの関係に一区切りつけさせて今後のトラブルを防止する」という喧嘩両成敗的な目的で四者話合いに臨んだことは、不適切であった。

(2) 四者話合いでの手続を無視した心理的圧迫を加える“指導”(退部関連)

当委員会の調査により、C講師が四者話合いの中で、「今後ずっとそういうことを部活の中でも出していくのであれば二人には部活を辞めてもらわなきゃいけなくなってしまうよ」と発言したことは確認できた。

X中学校においては、部活動を辞めさせる場合、部活動の顧問個人には権限がなく、辞めさせるべきかどうかという事態になれば、顧問者会議を開催し、最終的には校長が判断することとされている。

このため、C講師は、自ら権限のないことを述べてA及びBを指導した。

また、C講師は、かかる発言は四者話合いの事前に熟慮して発した言葉ではなく、四者話合いの流れの中で発した言葉であるとのことである。

A及びBは中学1年生であって、いまだ未成熟であり、教職員の権限についての知識は乏しく、C講師が当時、部活動の顧問であったことから、C講師に、部活動を辞めさせる権限がないという発想に至ることはできなかったはずである。それを裏付ける事実として、A及びBは、四者話合い後、互いに接触することを避けて、C講師の指導に従っている。

α部の部活動を続けようと努力してきたAにとっては、部活動を辞めさせられる危険が生じているという状況は、心理的負担が重大であったものと推測される。

Bによるいじめによりすでに心理的負担を負っているAにとって、C講師の発言は、心理的負担を加重するものであった。

したがって、C講師は、Aにとって悪影響の大きい発言であることを認識し、いじめを受けていると疑われるAに対して、そのような言葉を発すべきではなかったと評価できる。

(3) 四者話合いでAに謝罪させたこと

C講師がA及びBに対して、お互いに謝罪することを促したことについても、当委員会の調査により確認された。

C講師がAに、Bに対する謝罪を促したことは、被害者であるAに、いじめ加害者の前で自身が糾弾されていると感じさせるものであって、C講師や担任に対する不信感を抱かせるものであるとともに、Aに無力感を感じさせ、重

大な心理的負担を与えるものであった。

したがって、C講師が、AにBに対する謝罪を促したことは、不適切であった。

(4) 四者話合いの不適切性についての評価

以上のようなC講師の対応は、Aが被害を訴えたにもかかわらず、AとBの被害加害の別をみることなく同等に扱っているとAが感じるものであり、いじめの被害者であるAの心情に寄り添わない対応であるとともに、BにAにも責任があると思わせるものであってBへのいじめの指導として効果が不十分であり、いじめへの対処方法として極めて不適切なものであった。

3 C講師の四者話合い以前の認識と行動

(1) いじめの対応等についてのマニュアルの確認不足

C講師は、X中学校の令和3年度の学校いじめ防止基本方針（以下、「令和3年度の学校いじめ防止基本方針」という。）を確認した記憶がないということであり、手引についても、存在は知っていたものの、内容については、詳しく見ていなかったということである。

しかし、手引は、「福岡県いじめ防止基本方針（最終改定平成30年）」「福岡県いじめ問題総合対策【改訂版】（最終改訂平成30年）」等の趣旨を踏まえ、作成されたものである。

また、手引には、いじめに関する基礎理論である「いじめ問題に対する基本的な考え方」、「いじめの早期発見の取組」、「いじめの早期対応の取組」、「早期発見・早期対応のための校内体制」、「いじめの未然防止の取組」「いじめの重大事態への対処」の6項目が記載されており、福岡県教育委員会より活用することが求められ、嘉麻市教育委員会も手引を活用することを各学校へ指示している。

このため、C講師が手引を確認していれば、Aの心情に寄り添った対応を取ることができた可能性が高く、C講師は手引を確認しておくことが望ましかった。

手引については、X中学校の校長が教職員へ配付していなかったため、教職員が教育委員会の指示をどこまで把握していたのか確認できなかったが、教育委員会が活用を求める文書であったため、存在を知っていたのであれば、内容を確認しておくことが望ましかった。

もっとも、令和3年度の学校いじめ防止基本方針については、年度初めに教職員にポイントを説明しながら教職員に情報共有していたということであるため、令和3年度の学校いじめ防止基本方針については、C講師も内容を把握

しておくことができたはずであるが、これを怠っていたといえる。

(2) 担任との情報伝達の不足

担任は、令和3年12月17日の三者懇談会でAの母からいじめの訴えを受けて、そのことを教頭に報告した。これを受けて教頭は、生徒E、A及びBから聴き取りを行うことを指示した。その上で、担任から同月20日、A及びBに対する個別の聴き取りが行われた。担任は、同日の聴き取りの際に、Bに対し、美術の時間に、Bが「なんで今のもわからなかったのか」とAに聞こえるように生徒Eに対して話したこと及びBがAの連絡帳のファイルを汚いモノのように指でつまんで扱ったことについて尋ねた。これに対し、Bは、美術の時間に、Bが「なんで今のもわからなかったのか」とAに聞こえるように生徒Eに対して話したことについては覚えていないと答え、BがAの連絡帳のファイルを汚いモノのように指でつまんで扱ったことについては認めた。

しかし、C講師は、美術の時間の出来事については担任からBに対して確認したが、連絡帳を汚いモノのように指でつまんで扱ったことについては、四者話合の際に初めてBに確認したという認識であり、担任とC講師との間で、情報伝達が適切になされていなかった。

このように、情報伝達が適切になされなかったことは、担任にも問題があると考えられるが、C講師は、同月20日の時点では、いじめの疑いがある事案であると把握していたのであるから、担任に対し、聴き取りの内容の詳細を尋ねる等して、担任がBから聴き取った情報を正確に把握するよう努める必要があった。

C講師は、Bへの聴き取りの内容を適切に把握した上で、A及びB立会いの場でBを指導するのではなく、Bに対し個別に指導すべきであった。

(3) 生徒指導委員会への報告がなされなかったこと

C講師は、令和3年12月17日の三者懇談会でA及びAの母より、Bから連絡帳を汚いモノ扱いされたという相談を担任が受け、それを聞いていじめではないかとの疑いを抱いたということである。

いじめ防止対策推進法22条には、いじめの防止等の対策を行うための組織を設置することが定められており、X中学校では、同条の「いじめの防止等の対策を行うための組織」をいじめ・不登校問題対策委員会という名称の組織とし、生徒指導委員会と兼務させていたが、担任及びC講師は、同校のいじめ防止基本方針に反し、生徒指導委員会に報告しないまま四者話合いを実行した。

手引2頁には、「いじめではないかと疑われる事案に接したときは、教職員

が一人で抱え込まず、組織で対応することが重要です。学校に設置されている「校内いじめ対策委員会」に必ず報告してください。いじめか否かは、「組織」で判断します」と提言されている。

このため、いじめを疑ったC講師としては、生徒指導委員会に報告すべきであったが、報告していなかった。

もっとも、令和3年度の2学期末は、日程の関係から三者懇談会の後、生徒指導委員会が開催されなかったということである。

しかし、三者懇談会が開催されたのは、令和3年12月17日であり、終業式は同月24日であったのであるから、同日までの間に臨時の生徒指導委員会の開催を求めることはできたはずである。

しかしながら、C講師は、生徒指導委員会に判断を委ねていない。

なお、C講師は、学年会や管理職への報告の際に、四者話し合いの中で、Bが連絡帳を汚いモノのように指でつまんで扱ったことについても確認するということを報告し、管理職や学年会からは異存はなかったということであるが、学年会には、令和3年度の学校いじめ防止基本方針に定められたいじめ・不登校問題対策委員会の構成員である養護教諭、生徒指導主事及びスクールカウンセラー等が含まれておらず、手引が求める「校内いじめ対策委員会」に報告したことと同じとは評価できない。加えて、C講師は学年会に報告しているようであるが、学年会の構成員である1年生の学年主任は、BからAに対するいじめがあると疑ったのは令和4年1月であったということであり、C講師からの学年会への報告についても、BからAへのいじめの疑いがある事案であると教職員間で情報共有する意思を持ってなされたとは考え難いところである。

X中学校の令和3年度の学校いじめ防止基本方針には、「いじめの報告体制」が図を用いて記載されていたため、C講師が令和3年度の学校いじめ防止基本方針や手引を確認していれば、令和3年度の学校いじめ防止基本方針や手引が求める組織的な対応を取ることができたと考えられるが、C講師は、これらを確認していなかったということである。

以上のように、C講師が生徒指導委員会の判断を仰いでいないにもかかわらず、四者話し合いに臨んだことについては、令和3年度の学校いじめ防止基本方針や手引が求める組織的な対応の手順に則っていなかった問題点がある。

4 「お互いさま」という認識から脱却できなかったこと

C講師は、四者話し合いの際、A Bが「お互いさま」であるという意識に固執して、そこから脱却することができなかったものと考えられる。C講師がAとBを

お互いさまであるという認識を抱いていたことは、C講師が当委員会からの四者話合いに関しての聴き取り調査においても、「お互い」という言葉を20数回繰り返して用いていたことから確認できる。

しかし、手引15頁には、「事案に対応する中では、迷うことはたくさんあります。「これでいじめを受けている子供を守ることができるか」とシンプルに考えてください。そして疑問が心をよぎったときはいじめが重大な結果に至ることのないよう「この対応でいいんですか？」とためらわず発言してください」と記載されている。

手引が指摘しているとおおり、C講師は、いじめ事案3の話聞いて、いじめであるとの疑いを抱いた時点で、自らのAとBが「お互いさま」であるという視点について疑問を抱くべきであったのであり、「お互いさま」という視点に固執してしまい、生徒指導委員会等の組織の視点を取り入れることがなかったことは問題である。

5 四者話合いと不登校との関連性

(1) 四者話合い後のAの欠席

四者話合いの後、Aは、令和3年12月24日までは、出席したものの、その翌日の部活動から欠席し始め、3学期になってから学校自体も欠席し始め、学校の欠席日数が30日を超えたため、いじめ防止対策推進法上の重大事態に至っている。

たしかに、Aは、令和3年度の1学期、欠席が多かったが、2学期は出席日数が増えており、令和3年12月は一度も欠席していない。

このように、12月21日の数日後に欠席が開始し、継続していることは、四者話合いと不登校との関連性を疑わざるを得ない事実の一つである。

(2) 四者話合いの態様

四者話合いは、いじめの加害者であるBを同席させて行われたが、被害者と加害者を集めた「話し合い」を行えば、次の日から不登校になったといういじめ被害者の相談が後を絶たないということ、その「話し合い」の結果、不登校となる割合は、感覚として約90%であるということが指摘されている。その「話し合い」により不登校となる理由は、いじめられる側の糾弾大会になるからであるという指摘もある（井澤2012）。

また、上述したように、四者話合いは、いじめを訴えているAに対し、C講師が「AとBの関係に一区切りつけて今後のトラブルを防止する」という目的を持って行われており、Aに精神的な負担を与える危険性を孕む目的で行われた。

さらに、C講師は、四者話し合いの中でAに謝罪を促しており、Aにいじめ加害者の前で糾弾されていると感じさせるものであって、Aに強い心理的負担を与えるものであった。

それに加え、C講師は、四者話し合いの最後に、今後部活動の先輩や友達に気を遣わせるようなことをしていくのであれば、二人には部活動を辞めてもらうという心理的圧迫を伴う発言をしており、Bからのいじめを受けているAにとって心理的負担を加重する態様のものであった。

(3) 四者話し合い後のAの反応

C講師や担任によると、四者話し合いの際、AがC講師の指導に納得していたと思っていたということである。

しかし、Bによると、Aは四者話し合いの際、C講師の指導にあまり納得していない様子であったということである。

C講師や担任は、四者話し合いの当日に、AとAの父が来校し、四者話し合いの内容をAの父に報告し、Aの父も納得して帰宅したと思っていたということである。

しかし、手引によると、いじめが解消している状態といえるには、「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」という要件を満たす必要があり、このことは、令和3年度の学校いじめ防止基本方針にも記載されている。

また、手引2頁には、「単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが解消されている状態とは、少なくとも2つの要件が満たされている必要があります。それは、いじめに係る行為が少なくとも3か月以上止んでいること、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことです」と記載されている。

このように、いじめは単に謝罪によって解消するものではないため、Aの父が納得していたとしても、Aが心身の苦痛を感じていなかったとはいえない。

むしろ、Aは、四者話し合い当日の父との来校時、「もう帰ろう」等と述べていたということであり、このような発言からは、適切な対応をしてくれない無力感を感じていたとも考えられる。

A自身も、当委員会からの聴き取り調査において、「大きな原因は、そういういじめだったんですけど、その話し合い、12月にあった話し合いがさらにあって、学校に行きにくくなったので、もうちょっと話を聞いてくれたり、いじめの加害者側はもう、何だろう、こう、解決って感じで、完全に先生たち側はもう許してたというか、「もう大丈夫でしょ」みたいな、「この件はもう大丈夫だよね」って感じになってたので、もうちょっと真剣に考えて、話をちゃんと聞

いてほしかったな、みたいなどこはあります」と述べている。このように、B によるいじめがあったことに加え、四者話合いで、解決したと扱われたことで、さらに学校に行きにくくなったと、A 自身が述べており、四者話合いにより、無力感や教員に対する不信感を感じていたと考えられる。

(4) 不登校との関連性についての検証

以上のように、A が四者話合いのわずか4日後から欠席が開始していることや、四者話合いは、いじめの加害者同席であり、かつ、A と B を被害加害の別をみることなく同等に扱うという、一般的にいじめ被害者に重大な精神的苦痛を与える態様で行われており、A 自身が四者話合いがあつてさらに学校に登校しづらくなったと述べていること等から、A は四者話合いにより、無力感と教職員に対し不信感を抱くに至ったと認められ、四者話合いと不登校とは関連性が認められる。

第2節 諮問事項3

1 「いじめ疑い」と「いじめ認知」が区別されていないことから生じた初期対応の失敗

(1) いじめ疑いの手続周知不備

ア 県教育委員会が発出した手引を共有しなかったこと

X 中学校においては、令和3年4月5日、福岡県教育委員会教育長職務代理者が手引を引用した資料を参考に生徒指導にあたることを依頼した通知が、嘉麻市教育委員会教育長よりメールにて送信されており、嘉麻市教育委員会も手引を引用した資料を参考とするよう、嘉麻市内の各学校長に指示している。

さらに、愛知県で男子生徒が同級生に刺されて死亡するという事件が起きたことを受けて、福岡県教育委員会教育長より、嘉麻市教育委員会教育長へ、手引を活用した校内研修を実施するよう依頼する通知が届き、同年11月29日、嘉麻市教育委員会教育長より嘉麻市内の各学校長へ、福岡県教育委員会教育長からの通知がメールで送信され、嘉麻市教育委員会も手引を活用していじめに関する校内研修を行うよう指示している。

かかる手引については、各学校において、福岡県教育委員会の義務教育課の各種資料のページからダウンロードするよう指示されていたということである。

かかる手引には、第1章の「いじめ問題に対する基本的な考え方」の中で、「4 いじめ問題への対応の手順」がフローチャート等の図を用いるなどして記載されている。また、第3章の「いじめの早期発見の取組」におい

ては、いじめの認知について記載されている等、いじめの対応についての重要な記載がされている。

校長は、手引をダウンロードしたものの、校内で印刷して配付するなどしておらず、校内での情報共有はなされていないということである。

当委員会の調査の結果、全職員に手引を用いての研修が行われた事実が認められなかった。

実際、令和3年当時の生徒指導主事は、手引について「分かりません。手元から出せと言われたら、出るかどうか分かりませんが」と回答している。

これらの事実から、手引は、X中学校の教職員の間では周知がなされていなかったと認められる。

このように、校長が手引の重要性に気づくことができずに、配付を怠ったことについては問題であると言わざるを得ない。

イ いじめ疑いの時点で組織対応する流れを周知・確認しなかった

いじめ防止対策推進法23条1項は、「いじめの事実があると思われるとき」は、学校の教職員等は、適切な措置をとるものとされており、いじめの防止等のための基本的な方針の第1の7(2)においても、「ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である」と記されている。また、手引2頁には、「いじめではないかと疑われる事案に接したときは、教職員が一人で抱え込まず、組織で対応することが重要です。学校に設置されている「校内いじめ対策委員会」に必ず報告してください。いじめか否かは、「組織」で判断します」との記述がある。

しかし、令和3年当時、X中学校においては、いじめではないかと疑われる事案に接した際の教職員個々人の取るべき対応が校内の学校いじめ防止基本方針において定められていなかった。

担任は、令和3年7月19日のAの母からの電話で、Aの母からAが部活動内できつく言われているということを知った時点で、Aに対するいじめの疑いを抱いていた。

また、その他の教諭の中にも、令和3年10月頃には、BからAに対するいじめの疑いを抱いていた者がいた。

複数の教職員が、いじめであるとの疑いを抱きながら、適切な対応が取られなかったのは、いじめではないかと疑われる事案に接した場合の対応がX

中学校内において定められていなかったためであると考えられる。

したがって、校長が、校内の学校いじめ防止基本方針において、いじめではないかと疑われる事案に接したときの具体的な対応を定めていなかったことは問題であるといえる。

(2) アンケート等の調査の結果を基にした支援の体制の不備

令和3年6月11日には、X中学校1年生においてQ-Uテストが実施され、Aも当該Q-Uテストを受けている。同月29日には、Q-Uテストの結果がX中学校に到着しており、Aについては、「学級生活不満足群」の中の「要支援」に該当するとの結果が表れている。Q-Uテストの「学級生活不満足群」とは、同テストの結果をまとめた「①Q-U結果のまとめ」と題する書面によると、「耐えられないいじめや悪ふざけを受けているか、非常に不安傾向が強い児童・生徒」であり、「要支援」群の生徒は「その傾向がさらに強い」という生徒であるということである。

Q-Uテストの「①Q-U結果のまとめ」と題する書面のAについての「留意するポイント」欄には、「要支援」との記載があり、「留意するポイント」欄の注意書には、「この欄には、要支援群に属する生徒に加え、回答から見て早急に確認や対応が必要と考えられる生徒について表記しています。」と記載されており、「要支援」の生徒は、当然に早急な確認や対応が必要と考えられていることが、この注意書から分かる。

Aの学級では、要支援群は二人しかおらず、Aは二人のうちの一人であった。

また、Q-Uテストの2頁目の「学校生活意欲プロフィール」においては、Aは、「友人」と「教師」の項目が特に低いという結果が表れている。Q-Uテストの結果は、生徒指導委員会で共有されたとのことであり、校長も確認している。

また、Aについては、6月の生活アンケートにおいても、友達との関係のことについて悩みや不安がある旨回答しており、カウンセラーの先生との相談を希望する旨回答していた。

このように、Aについては、Q-Uテストや生活アンケートで友人関係について悩みを抱えていることが明らかとなっていたが、教職員による適切な対応が取られず、加害生徒によるいじめが継続していた。

このような事態が発生した原因は、要支援結果が出た生徒に対する危機意識が欠けているとともに、生徒に対する重要な情報を集約し、相互に関連づけて把握するなどの調査結果を基にした個別支援の仕組みを整備する体制が

欠けていたからである。

以上より、Aに対する事案が発生した当時、X中学校内においては、いじめと疑われる事案を発見した場合の対応を定めた指針や生徒に対する情報を集約して把握するなどの個別支援の仕組みを整備する体制が欠けていたが、それは、学校の責任者である校長がその体制を整備していなかったからであり、校長の問題点であるといえる。

2 四者話合いの問題点に気づかなかったこと

手引52頁によると、「いじめられていると相談に来た児童生徒…から話を聴く場合は、他の児童生徒の目に触れないよう、「場所」、「時間」等に慎重な配慮を行います」等と記載され、いじめられていると疑われる生徒については、他の生徒から離れた場所で話を聴くよう提言されている。

X中学校においては、令和3年12月17日に、三者懇談会で、担任は、Aの母から、BがAの連絡帳のファイルを汚いモノのように指でつまんで扱ったこと及び美術の時間にAが近くにいた生徒に先生の指示について尋ねたところBが「なんで今のもわからなかったのか」などとAに聞こえるように他の生徒に言ったことについて相談を受けた。Aの母は、三者懇談の際、これはいじめではないかと訴えたということである。

Aの母の相談は、Aが一方的にBよりいじめを受けているという内容である。

それにもかかわらず、同月21日、担任、C講師、A及びBの四者同席での話合いを行っている。校長は、かかる四者話合いの前に、三者懇談会でAの母から相談があったということを知っていたということである。

しかし、校長は、四者話合いを行うことについての報告を受けながら、担任及びC講師に、四者話合いを実施させた。

また、四者話合いの後、校長は、担任若しくはC講師より報告を受けたということであるが、四者話合いの問題点を認識せず、校長自身が四者話合いの直後に、Aに対する経過観察を十分にしなかった上、経過観察に基づく支援も行われなかったということである。

以上のように、校長が、四者話合いの問題点に気づかなかったことは問題である。

3 自校のいじめ防止基本方針の手続を順守しない行動

(1) いじめ・不登校問題対策委員会を独立させなかったこと

X中学校においては、令和3年度の学校いじめ防止基本方針が策定されていた。かかる令和3年度の学校いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進

法 13 条に基づき学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるために策定されたものである。

いじめ防止対策推進法 22 条には、学校は、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとされており、同法 11 条 1 項に基づき文部科学大臣により策定された「いじめの防止等のための基本的な方針」26 頁によると、同法 22 条は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置くことを明示的に規定したものである。

令和 3 年度の学校いじめ防止基本方針によると、X 中学校では、同法 22 条に基づき設置を求められているいじめの防止等の対策のための組織は、「いじめ・不登校問題対策委員会」という名称であったが、生徒指導委員会が兼務していた。

X 中学校では、令和 4 年 1 月 15 日に、A についてのいじめを認知したが、いじめ認知後も、A へのいじめについての対応を行う組織を生徒指導委員会とし、同年 3 月 3 日まで生徒指導委員会から独立させなかった。

生徒指導委員会は、全校生徒の問題を扱う組織ではあるが、学力に関することや生徒の生活のこと等いじめに限らず生徒の様々な問題について扱い、指導する方針を立てる組織である。

また、令和 3 年度の学校いじめ防止基本方針によると、いじめ・不登校問題対策委員会は、事案の当該担当が組織の構成員とされているが、生徒指導委員会では、必ずしも当該担当が出席していないようであり、スクールカウンセラーも出席できない日に開催されることがあったようである。

このため、そのような性質の生徒指導委員会との兼務では、いじめ防止対策推進法が求めるいじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うことが困難であると考えられる。

実際、B が、 α 部の競技が行われるクラスマッチで、A と B が所属するクラスを 2 チームに分け、一方のチームに当該競技の経験者を多く入れていき、A はもう一方のチームに入れようという話を、A に聞こえる場所で話したという事案については、令和 3 年 7 月 2 日の生徒指導委員会で取り扱われていたが、令和 4 年 3 月 3 日に設置された X 中学校いじめ重大事態調査委員会で認知されるまで、いじめの認知がなされず、いじめの早期救済には至らなかった。

仮に、B が、 α 部の競技が行われるクラスマッチで、A と B が所属するクラスを 2 チームに分け、一方のチームに当該競技の経験者を多く入れてい

き、Aはもう一方のチームに入れようという話を、Aに聞こえる場所で話したという事案を認識した時点では、いじめ防止対策等に特化した組織を設置しなかったとしても、Aに対するいじめ事案を最初に認知した令和4年1月15日の時点においては、既にAの欠席が継続している深刻な事態となっていたため、Aに対するいじめ事案について、他の多種多様な問題を取り扱う生徒指導委員会において対応を担わせていたのでは、同法22条が求めるいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うことができないことは認識し得たはずである。

実際に、令和4年2月25日開催の生徒指導委員会では、議事録によると、参加者に担任が入っておらず、最も関係のある教職員を除いた会議となっているが、同年3月7日のいじめ・不登校問題対策委員会になってからは、担任も加わった上で、スクールカウンセラーや人権・同和教育担当者も加わっている。また、Aの事案についての議論のみがなされており、内容も充実している。

このため、校長においては、遅くとも同年1月15日には、生徒指導委員会から独立させた組織においてAの事案についての対応を行うべきであった。

(2) いじめ認知の指導をしなかったこと

Bが、 α 部の競技が行われるクラスマッチで、AとBが所属するクラスを2チームに分け、一方のチームに当該競技の経験者を多く入れていき、Aはもう一方のチームに入れようという話を、Aに聞こえる場所で話した事案については、X中学校いじめ重大事態調査委員会によりいじめ事案であると認知されている。

このため、この事案については、仮に、A本人がいじめでないと認識していたとしても、後日にいじめとして認知されているのであるから、手引等を確認していた校長としては、積極的にいじめとして認知するよう生徒指導委員会で指導すべきであった。

4 被害者状況を悪化させた組織防衛行動

(1) 担当教員を後景化させたこと

令和4年1月11日より、Aの父がX中学校を訪問し、C講師がAとBに向けてした「二人とも退部してもらおう」という指導に納得がいかないこと等について話すようになった。

また、同月12日には、Aの父がX中学校に来校し、図書館で担任とC講師が対応した。

これらのことを受け、同月15日、教頭がAの保護者からの電話を取り、学校にC講師がいるのであれば、Aの保護者が来校すると言っているということで、教頭はC講師を帰宅させた。同日の夕方、教頭はC講師に同月17日から年休を取るよう電話で伝えた。C講師は年休を取ることに希望しておらず、なぜ休まなければならないのかと教頭に確認したが、Aの保護者の対応等で必要なのであればということで、とりあえず、同日は年休を取得することとした。

しかし、同日の夜に、教頭は再びC講師に電話で話をし、同月18日以降も休むかどうかを確認してきた。C講師は、18日から出勤する予定であったが、教頭から病休ではなかったら退職になる等と言われ、今後の対応を考えるにあたり休んだ方が良いのであればと考え、指示どおり1週間年休を取得することとなった。

教頭は、C講師への年休指示について、校長と話し合っ指示したということである。

しかし、手引52頁には、「保護者には、事実関係と今後の対応を正確に伝えます。…保護者に不安感や不信感を抱かせることがないように十分配慮し、問題の解決に向けて理解と協力を得るようにします」と記載されている。

C講師は、Aの学級の副担任でありα部の部活動の顧問であるため、Aに対するいじめ事案に最も関わっていた。

このため、このような立場にあるC講師に年休を取得させて本件事案の調査に関与させないことは、Aの保護者に、X中学校がAのいじめ事案に真摯に対応していないとの不信感を抱かせるものであり、手引の趣旨に反する行動であった。

校長がC講師に年休を指示したことは、Aの事案への初期対応として、AやAの保護者の心情を害させ、本件事案を悪化させる要因の一つとなったといえ、問題がある。

(2) 月例報告の差し替え

X中学校では、嘉麻市教育委員会に対して毎月月例報告を上げているが、令和4年1月に、同月に認知されたBがAの連絡帳のファイルを汚いモノのように指でつまんで扱った事案を、令和3年12月の月例報告に記載して、令和3年12月の月例報告をBがAの連絡帳のファイルを汚いモノのように指でつまんで扱った事案を加えたものに差し替えるなど、令和3年12月にいじめ認知できなかった自校の不手際を隠すような行動が認められた。

このように、X中学校において、真実の記録を残そうという態度が欠如していたことが裏付けられる。

このような行動は、Aに対する事案の解明を困難にさせる行動であることに加え、今後の同種事案に対する対応についても困難にさせる行動であって、再発防止の観点からも、問題のある行為である。

5 諮問事項3の小括

以上のように、校長が、いじめ疑いの事案についての手続の周知が不十分であったこと、アンケートやQ-Uテストの結果の取扱いについての体制を整備していなかったこと、指導についてAとBが「お互いさま」という認識から脱却できなかったこと、生徒指導委員会からいじめ・不登校問題対策委員会を独立させなかったこと、C講師に年休を取得させ保護者対応に関与させなかったこと、月例報告を差し替えたことについては、問題である。

第3節 諮問事項4及び諮問事項7

1 各教員における不適切な言動と不作為

(1) 担任

ア 令和3年7月初旬、Aが所属する学級で行われた生活アンケートにおいて、Aは、「あなたはこれから1学期の学校生活に対して悩みや不安がありますか？あてはまるものに○をつけてください」という質問に対して、「ある」と回答し、「それは、どんなことですか？」という質問に対して、「友達との関係のこと」と回答している。また、「あなたは今、先生やスクールカウンセラーの先生…に相談したいことがありますか？」「①で「ある」と答えた人は、どの先生に相談したいですか」という質問に対し、「⑤カウンセラーの先生」と回答している。

このアンケート結果を見た担任は、Aに対し、カウンセリングを受けるかどうか確認したが、直近のカウンセリングが行われる日の予約が埋まっていたため、緊急性を要する相談かどうか確認し、Aがすぐに話したいことがあるわけではないという回答であったため、Aについては1学期にカウンセラーへの相談が実現しなかった。

また、同月11日にAの学級で実施されたQ-Uテストの「①Q-U結果のまとめ」と題する書面の「学級満足度尺度 結果のまとめ」では、Aは、「学校生活不満足群」すなわち「耐えられないいじめや悪ふざけを受けているか、非常に不安傾向が強い児童・生徒」に該当し、その中でも「要支援」(＝その傾向がさらに強い)であるという結果であった。

さらに、同じQ-Uテストの「②Q-U学校生活意欲プロフィール」と題す

る書面では、「友人」の項目が平均値を下回っており、Aが友人関係で学校生活意欲を持つことができていないことが明らかとなっていた。

これらのQ-Uテストの結果は、担任も確認していた。

さらに、同年7月末には、Aの母から、AがBから部活動できつく言われているという相談を受け、担任は、BからAに対するいじめがあるとの疑いを抱いたということである。

手引15頁には、「いじめではないかと疑われる事案に接したときは、学校に設置されている「いじめ防止等の対策のための組織」に必ず報告してください」と記載されている。

担任は、初任者研修の際に、この手引の内容を読んだことがあるということであった。

しかし、担任は、いじめについての疑いを抱きながら、事案自体については報告しているものの、その事案がいじめの疑いがある事案であるとしては、学年主任を通じて、生徒指導委員会に報告していない。

このように、担任が、Aがいじめを受けているとの疑いを抱きながら、生徒指導委員会にいじめ疑いの事案であるとの報告をしなかったことは、令和3年度の学校いじめ防止基本方針を順守しておらず問題である。

イ また、上記のAがいじめを受けていることを推認させるサインに気づきながら、担任は、7月の時点で、部活動内の問題であると捉え、α部の部活動の顧問であるC講師に対応を委ねている。

しかし、学校教育法37条11項、16項及びそれを準用した49条によると、教諭は、児童の教育をつかさどるとされており、講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事するとされている。

さらに、教諭と講師の研修内容は異なるものであり、講師の研修においては、手引が用いられていなかったということである。

このため、担任は、部活動のこととして、C講師に対応を任せただけでなく、学級で起こっていることとして、自ら主導的にAや関係者から聴き取りを行うなどして対応すべきであった。

ウ また、同年12月21日の四者話合いの問題点はすでに述べたところであるが、担任は、同月初旬頃に四者話合いを行うことを決めた後、2学期末の三者懇談会で、Aの母からBがAの連絡帳のファイルを汚いモノのように指でつまんで扱った事案等についての相談を受け、これはいじめではないかとのAの母の訴えを聞きながら、生徒指導委員会に対し、四者話合いを実施することについて再度確認をしなかった。

2学期末は、三者懇談会の後、生徒指導委員会が、開催されなかったが、担任が、いじめ疑いを抱いていた以上は、四者話し合いを行うことの是非について、生徒指導委員会での指示助言を仰ぐべきであった。

エ また、第3章第1節3(2)において述べたように、担任とC講師との間では、令和3年12月20日に行われた担任からBへの個別の聴き取りの内容が正確に伝達されていなかった。このように、いじめ疑いの事案について、重要な情報の伝達が適切になされていなかったことは、問題である。

オ 四者話し合いの中では、C講師が主導的に指導をしており、担任はほとんど何も話さなかったということである。しかし、C講師が最後に今後部活動内で他の部員に気を遣わせるようなことがあれば、二人には部活動を辞めてもらわなければならないという指導をしたのに対し、担任は、「残りの学校生活を周りもいるんだというところを意識して生活しよう」とA及びB両者に向けて述べたということである。

担任がこのように述べたことは、C講師の、「AとBの関係に一区切りつけて今後のトラブルを防止する」という指導を、担任も肯定しているとAが受け取るものであり、Aに無力感を感じさせ、Aの精神状態の悪化を招くものであった。

カ 担任は、令和3年度当時、新規採用者であり、教員としては1年目であったため、経験年数の長いC講師に発言がしにくかったという事情はあるかもしれない。

しかし、担任は、令和3年の初任者研修で手引の内容を知っていたのであるから、いじめ防止対策推進法や手引の趣旨に従い、生徒指導委員会等の周りの教諭らに助言を求めて、自ら、生徒の理解に努める行動を取る必要があった。自ら生徒の理解に努める行動ができなかったことは問題であると言わざるを得ない。

(2) 教頭

ア C講師に年休を取得させたこと

C講師は、令和4年1月17日から1週間、年休を取得している。年休を取得したのは、同月15日に、教頭がC講師に対し、Aの保護者対応でC講師が精神的に進退窮まっている様子を見て、C講師に対し、年休を勧めたことによるということである。しかし、C講師は、当時、年休を取得する意思はなかったが、教頭から病休でなければ退職となる旨伝えられ、1週間年休を取得したということである。C講師の年休取得については、教頭の判断であるのか校長の判断であるのか、当委員会の調査では判明しなかったが、学校教育

課長の指示の下、校長若しくは教頭の判断で、C講師に対し、指示をしたという事である。

しかし、手引52頁には、「保護者には、事実関係と今後の対応を正確に伝えます。…保護者に不安感や不信感を抱かせることがないように十分配慮し、問題の解決に向けて理解と協力を得るようにします」と記載されている。

本件事案発生当時、C講師は、Aの学級の副担任であり、Aの所属する部活動の顧問であった。このため、Aのいじめ事案を調査分析する上で、C講師は重要人物であったのであるから、C講師に年休取得を勧めず、いじめ事案の事実確認に努めるべきであったのであり、C講師に年休を取得させたことは、AやAの保護者に、学校がAのいじめ事案に真摯に対応しようとしていないという思いを生じさせ、AやAの保護者の心情を害し、Aの欠席を長期化させた。

イ 二人とも辞めてもらうという発言に対する評価の誤り

教頭は、令和4年1月11日にAの父がX中学校に来校した際に、令和3年12月21日にC講師がAとBに対して述べた「今度何かあったら二人とも退部してもらう」という発言に納得していなかったという報告を担任から受け、担任に対し、「退部してもらう」には、「次何かあったら」という条件がついているので、それが無いのに退部させることはないという真意を伝えるよう指示している。

しかし、四者話合いの時点では、AがBからいじめを受けていることが疑われている時点であったのであるから、条件が付いているとしても、「二人とも辞めてもらう」という指導自体が問題であったのであり、教頭は、担任から報告を受けた際、条件が付いていたとしても、「二人とも辞めてもらう」とAに対して述べたこと自体について謝罪すべきと伝える必要があったと考えられる。

ウ いじめ疑いを持つことができなかったこと

教頭は、令和3年7月2日、生徒指導委員会の構成員として、Bが、α部の競技が行われるクラスマッチで、AとBが所属するクラスを2チームに分け、一方のチームに当該競技の経験者を多く入れていき、Aはもう一方のチームに入れようという話を、Aに聞こえる場所で話したことについて報告を受けていた。

そして、教員の中には、Aがいじめを受けていると疑われると認識していた者もいたということである。

そうすると、教頭は、担任やC講師から報告を受ける立場にあったのであるから、Aの事案について、遅くとも2学期末には、いじめであるとの疑いをもって、生徒指導委員会を開催すべきであったのに、それをしていないのであるから、いじめ防止対策推進法や手引が求める組織的対応ができていなかったのだ

あり、法や手引が求める組織的対応ができていなかったことについては問題である。

(3) 養護教諭

養護教諭は、令和3年6月に、Aが保健室を訪れた際、AからBが、Aに聞こえる場所で、 α 部の競技が行われるクラスマッチで、AとBが所属するクラスを2チームに分け、一方のチームに当該競技の経験者を多く入れていき、Aはもう一方のチームに入れようという話をしたという話を聞いて、これを担任に報告した。

養護教諭は、担任にこの事案を伝える際、Aからの被害の訴えをそのまま伝えたということであるが、Aから相談を受けた際、Aが精神的苦痛を感じていることは認識していたということである。

また、養護教諭は、Aが友人関係に悩みを抱いているという回答をした令和3年7月初旬に行われた生活アンケートの結果を確認していた。

しかし、生徒指導委員会に報告したものの、いじめ疑いの事案であるとの認識をもって報告してはいないということである。

養護教諭は、学校教育法37条12項によると、生徒の養護をつかさどるものとされており、保健室を訪れた生徒の心身の健康状態を把握するよう研修でも指導がなされている。

このため、担任等の他の教諭とは、別の視点からも、生徒らの心身の状態を把握する必要があったのであり、養護教諭がAから相談を受け、かつ、生活アンケートの結果を確認しながら、後日いじめと認知されたBが、 α 部の競技が行われるクラスマッチで、AとBが所属するクラスを2チームに分け、一方のチームに当該競技の経験者を多く入れていき、Aはもう一方のチームに入れようという話を、Aに聞こえる場所で話した事案について、いじめの疑いを抱かなかったことは問題である。

(4) 学年主任

X中学校では、クラスで生じた問題は、まず、学年会で取り扱われるようになっており、学年会から、生徒指導委員会に報告されることになっていた。学年主任は、生徒指導委員会の構成員であった。そして、本件では、担任やC講師はクラスマッチのチーム分けの事案や、AがBからきつく言われている事案、BがAの連絡帳を汚いモノを扱うようにつまんだ事案等、AとBに関する事案について学年会に報告を挙げていたということである。

このため、学年主任は、学年会を通じて、後日いじめと認知されたAに関する事案について、報告を受けていたこととなる。

しかし、学年主任は、Aに対するいじめを疑ったのは、令和4年1月になり、Aが欠席し始めてからである。

したがって、学年主任が、後日、いじめと認知された事案について、担任やC講師から報告を受けながら、いじめと疑わなかったことについては問題であるといえる。

(5) 生徒指導主事

ア 令和3年度当時の生徒指導主事は、令和3年度の学校いじめ防止基本方針によると、いじめ問題担当者として、保護者と連携することが求められていた。

しかし、令和3年度の3学期以降、Aの保護者に主として対応していたのは、担任及び校長であり、生徒指導主事がAの保護者と連携を取っていたことは、当委員会の調査から伺われなかった。少なくとも、令和3年度の2学期の時点では、Aの保護者との連携は全くなかった。

このように、生徒指導主事が学校いじめ防止基本方針に定められた保護者との連携を図らなかったことは問題であると指摘せざるを得ない。

イ また、生徒指導主事は、いじめ問題担当者として、いじめ・不登校問題対策委員会を開催する立場にあるが、令和3年7月2日の生徒指導委員会で、Bが、α部の競技が行われるクラスマッチで、AとBが所属するクラスを2チームに分け、一方のチームに当該競技の経験者を多く入れていき、Aはもう一方のチームに入れようという話を、Aに聞こえる場所で話した事案について報告がされた時点において、いじめ・不登校問題対策委員会を生徒指導委員会から独立させなかった。Bが、α部の競技が行われるクラスマッチで、AとBが所属するクラスを2チームに分け、一方のチームに当該競技の経験者を多く入れていき、Aはもう一方のチームに入れようという話を、Aに聞こえる場所で話した事案は、後日に、X中学校いじめ重大事態委員会において、いじめと認知されているのであるから、同日の時点で、他の多様な校内の問題について取り上げて指導する生徒指導委員会ではなく、いじめ・不登校問題対策委員会を独立させて開催すべきであった。

仮に、同日の時点で独立させることができなかったとしても、BがAの連絡帳を汚いモノを扱うように指でつまんで触ったという事案がいじめ認知された時点である令和4年1月15日時点では、Aの事案について、いじめ・不登校問題対策委員会を生徒指導委員会から独立させて扱うべきであった。

(6) 主幹教諭

令和3年度の学校いじめ防止基本方針において、いじめ問題担当者としていじめ・不登校問題対策委員会を開催する教職員は、「生徒指導主事等」と

定められていた。主幹教諭は、いじめ・不登校問題対策委員会の構成員であり、校長・教頭に続いて構成員として挙げられており、校長・教頭が「生徒指導主事等」に対して指示を出すことと定められていることからすると、主幹教諭についても、生徒指導主事と同様に、いじめ・不登校問題対策委員会を主催する立場にあったものと考えられる。そうすると、生徒指導主事と同様に、遅くとも令和4年1月15日の時点において、いじめ・不登校問題対策委員会を生徒指導委員会から独立させて開催しなかったことは問題であるといえる。

2 保護者対応

(1) 保護者対応の検討の必要性

いじめ防止対策推進法は、同法17条や18条において、「いじめを受けた児童等…の保護者に対する支援」について定めており、手引60頁においても、「4 保護者への対応における配慮事項」として、「保護者の願いを傾聴し、信頼関係の構築に努めます」等と記載されている。

このように、いじめへの対応については、保護者対応が重要であると考えられるため、保護者対応について、諮問事項7として検討することとする。

(2) 令和4年2月までの時点における被害者家族とのやり取りにおける学校関係者の不適切言動等

令和4年1月20日、教頭は、学校教育課長からの指示・指導もあり、C講師抜きで管理職及び生徒指導委員会等が学校として対応する旨伝えている。

しかし、学校教育課長は、そのような指示・指導はしていないとAの父に対して回答している。

当委員会の調査では、学校教育課長は、同月18日に校長及び教頭と面談し、「C講師個人に対応させないようにC講師個人を守る体制を作るように」と指導してはいるものの、C講師に対応させないようにとまで述べたかどうかは明らかにならなかった。

もっとも、学校教育課長は、C講師に年休を積極的に使い、年休消化で対応するようにと校長及び教頭に指示しており、校長及び教頭は、これを受けて、C講師に同月17日から21日まで年休を取得させていることが認められる。

C講師は、本件いじめ事案に直接関わってきた人物であり、かつ、Aの父がC講師との協議を求めていたことからすれば、学校教育課長からの指導に同調し、校長及び教頭が、C講師に年休を取得させ、本件いじめ事案への対

応に関与させなかったことは、いじめ防止対策推進法が求めるいじめを受けた生徒の保護者の支援に反する行為であり、問題があると評価せざるを得ない。

(3) 令和4年3月以降の被害者家族とのやり取りにおける学校関係者の不適切言動等

ア 令和4年3月14日、X中学校において、Aの所属する学級を2分割することについて保護者に対し説明するため、Aの所属する学級の保護者会が実施された。

その場では、冒頭に、校長から、Aのいじめ事案や学級を分割することについて説明が行われた。その際、校長は、保護者に対し、学級を分割する理由として「AがBと会いたくないと言っている」からだと言っている。

しかし、Aの保護者は、Aが受診している病院より、AをBと接触させるのが駄目だという診断が出ていたことから、2分割授業を求めていたのであって、Aの保護者の意向とは違う説明をしている。

2分割授業を行うことは、Aの学級の他の生徒にとって、異例なことが行われるため、一定の負担を強いるものであるが、「AがBと会いたくないと言っている」という説明は、Aの学級の生徒にAの意向により2分割授業が実施されると受け取られ得る説明であり、校長の説明は、A及びその保護者の心情を害する発言であり、不適切であったと言わざるを得ない。

イ また、Aの保護者が、保護者会後に、なぜ「AがBと会いたくないから」と説明をしたのか尋ねた際、校長は「AがカウンセリングでBにもう会いたくないとカウンセラーに話していたからである」と説明した。

しかし、カウンセリングは相談内容が外部に伝わらないことで、相談者が安心して相談することができるのであるから、Aとカウンセラーとのカウンセリングの内容を保護者とはいえ、Aの父に話したことは不適切であった。

ウ 令和4年6月、校長は、Aの父に対し、「お父さんが何でそんなに腹立ててるか分かりませんでしたよ。お金でも請求されるかと思いました」と発言したことについて、その事実を認めてAの父に謝罪している。

このような発言は、その当ても欠席が継続していたAの保護者にとって、Aの保護者を辱める発言であるとともに、校長がAのいじめ事案を軽んじていると受け取られる発言であって、するべきではなかった。

このような発言は、保護者支援を掲げるいじめ防止対策推進法の趣旨に反する発言であったといえ、問題である。

エ 令和5年3月28日の教育長、令和4年度当時の学校教育課長、校長及び

Aの父との会談後、Aの父が持っていた録音機能のあるアプリを起動させた状態のスマートフォンを置いて、会談が行われた部屋を出た後、そのスマートフォンを回収しに行ったところ、そのスマートフォンには、校長が、Aの父が離席した後に「まさか3時間コースになるとは思わんやった」と話す音声録音されていた。

校長のこのような発言は、「お金でも請求されるかと思いました」という発言と同様、Aの保護者に、Aの事案を軽んじていると受け取られる発言であり、Aの保護者の心情を害するものとして、いじめ防止対策推進法の趣旨に反する行為であるといえる。

オ Aの父は、当委員会からの聴き取り調査の数日前である令和5年9月中旬頃に、Aから他の数名の生徒もBのいじめに加担していたという話を聞き、令和5年度当時の校長、担任及び学校支援室長に学校教育課に来庁するよう求め、校長、担任及び学校支援室長同席の場でその事実を伝えた。Aの父としては、調査を行ってくれるものと考えていたが、学校側からは、Aの父の意図に反し、連絡がなかった。Aの父によると、学校側からは、Aの父が何か学校へ要望したとしても、これまでもAの父から連絡しない限り、一切連絡をすることがなかったということである。学校側のこのような対応は、上記のAの保護者の心情を害する行為であり、いじめ防止対策推進法の趣旨に反する行為であって、問題であったと言わざるを得ない。

(4) 被害者家族とのやり取りにおける教育委員会関係者の不適切言動等

ア 学校教育課長は、令和4年1月に、C講師に積極的に年休を取得させるよう、校長及び教頭に対し、指示した。

学校教育課長は、C講師の体調を慮り、年休取得を勧めたかもしれないが、C講師は、本件いじめ事案について最初から関与してきた、本事案についての重要人物であり、いじめ認知当初においては、C講師から説明を受ける必要があったのであり、医師などの判断なしに、C講師に年休を取得させるよう勧めたことは、本件いじめ事案について、C講師からの説明を求めていたAの保護者の心情に寄り添わない行為であったといえる。

イ また、令和5年10月中旬頃、Aの父が、X中学校に対し、Aが受けたいじめ事案に関し、説明をしたところ、X中学校は、その件について指導した記録をAの父に示さず、令和5年度当時の学校教育課も、X中学校が本事案に関する指導等の記録を残さなかったことについて指導をしなかった。

いじめ防止対策推進法17条は、地方公共団体に対してもいじめを受けた生徒の保護者に対する支援を適切に行うよう努めるものと定めている。

また、同法28条2項は、学校の設置者は、重大事態の事実関係等その他必要な情報を適切に提供するものとする旨定める。同項の「学校の設置者」とは、嘉麻市であり、管理主体としては教育委員会のことである（学校教育法2条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律21条1号、30条）。

本件の学校教育課長の言動は、Aの保護者に対する適切な説明を妨げる行為ともいえ、いじめ防止対策推進法17条及び28条2項の規定の趣旨に反するものであり、問題があったといわざるを得ない。

3 令和4年1月以降の義務教育を受ける機会の逸失に関する状況

(1) 義務教育を受ける機会の逸失についての検討の必要性

日本国憲法26条1項は、国民の教育を受ける権利について定める。また、教育基本法5条3項は、国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負うものと定められている。このように、義務教育を受ける権利は、憲法で保障された基本的な人権であるが、本件では、いじめ等を要因としてAの欠席が継続したことにより、Aが義務教育を受ける機会を逸失している。

このように、本件では、義務教育を受ける機会の逸失が生じたことが重要であると考えられるため、義務教育を受ける機会の逸失について、諮問事項7として検討することとする。

(2) Aの欠席日数

Aは、令和4年1月に授業日数15日に対し15日、同年2月に授業日数18日に対し15日（うち3日は出席停止等）、同年3月に授業日数17日に対し9日欠席している。出席している日のほとんどがカウンセリングを受けるためだけの登校である。また、同年4月以降も欠席日数が増加している。

令和5年度は、4月が、授業日数16日に対し5日しか登校できておらず、それ以降は、全て欠席している。同年7月以降は、嘉麻市教育研究所適応指導教室「れすとぴあ」に登校している。

(3) 2分割授業の実施に時間を要したこと

令和4年2月10日に、Aの父からAとBを接触させないようにすることについての要望があり、同日、教育長は、X中学校に対し、2分割授業を行うことについて提案したが、2分割授業が実施されたのは、同年3月15日からであった。

たしかに、2分割授業を行うことについては、教員の確保や学級の生徒及

びその保護者の理解等が必要となるため、判断に一定の時間を要することは想像できる。

しかし、文部科学省発出の「学校におけるいじめ問題に関する基本的認識と取組のポイント」では、「Ⅱ.いじめに関する取組のポイント」の「(4)いじめを受けた児童生徒へのケアと弾力的な対応」の「b)」の②として、「いじめられる児童生徒又は児童生徒のグループ替えや座席替え、さらに学級替えを行うことも必要であること。また、必要に応じて児童生徒の立場に立った弾力的な学級編成替えも工夫されてよいこと」と記載されている。令和4年2月10日の時点では、Aの欠席日数は20日を超えていたのであるから、Aの教育の機会を確保するため、学校教育課及び学校としては、弾力的な学級編成として、早期に2分割授業を実施する決断をすべきであった。

第4節 諮問事項5

1 いじめ疑いの組織的対応方針の周知徹底

(1) 市内統一アンケートの取扱い方を定めていないこと

ア 本件いじめ事案発生当時、嘉麻市内の中学校では、嘉麻市教育委員会からの指示で、生徒に対し、1か月に1度生活アンケートが実施され、各学期に1度いじめに特化したアンケートが実施されることとなっていた。

イ しかし、それらアンケートの結果をどのように取り扱うかについては、学校教育課において定められていなかった。

学校の設置者は、いじめ防止対策推進法の基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のための必要な措置を講ずる責務を有するとされている（同法7条）。また、教育委員会は、学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならないとされている（同法18条2項）。

また、手引34頁には、「文部科学省の調査によると、どの校種においても「アンケート調査」は、いじめ発見のきっかけとなっていることが多いことが分かります」と記載されている。

ウ このため、生活アンケートやいじめアンケートから得られた情報をどう取り扱うかについてはいじめ防止にとって重要であるのであるから、上記のような責務を有する教育委員会としては、アンケートの結果をどう取り扱うかについての方針を定めておくべきであった。

(2) いじめ・不登校問題対策委員会独立への消極的姿勢

ア 令和3年度当時、X中学校では、いじめ・不登校問題対策委員会が生徒指導委員会と兼務されていたところ、令和4年3月3日に、いじめ・不登校問題対策委員会が生徒指導委員会から独立している。

もつとも、いじめ・不登校問題対策委員会を生徒指導委員会から独立させる判断をしたのは、X中学校であり、教育委員会は、いじめ・不登校問題対策委員会の独立について指示をしていない。

イ いじめ認知の時点で、X中学校としては、いじめ以外の他の問題についても議題となる生徒指導委員会でAのいじめ事案について議題とするのではなく、いじめ・不登校問題対策委員会を独立させていじめ事案について専ら議論する機会を設定すべきであった。

そして、教育委員会は、上述したとおり、いじめ防止対策推進法7条及び18条2項の責務を有するのであるから、学校に対して、いじめ・不登校問題対策委員会を独立させてAに対するいじめ事案について議論するよう、X中学校に指導すべきであった。

しかし、学校教育課は、X中学校にいじめ・不登校問題対策委員会を独立させるよう指導しておらず、この点については、問題があったといわざるをえない。

(3) いじめ疑いの情報収集の欠如

ア 令和3年度当時、嘉麻市においては、市内の学校において、いじめ事案が発生した場合には、月例報告により学校から教育委員会に報告がなされることとされていた。

しかし、学校から教育委員会に報告されるのは、学校内でいじめと「認知された」事案についてのみであり、いじめと「疑われている」事案については、教育委員会が把握する仕組みが整備されていなかった。

イ いじめが疑われる段階で、学校とは第三者の立場にある教育委員会の視点が入ることで、いじめ事案に対し早期対応がなされる効果が期待できる。

いじめ防止対策推進法23条2項も、このような趣旨から、「いじめを受けていると思われるとき」に学校が事実確認を行い、その確認の結果を学校設置者に報告するよう定めているものと考えられる。

このため、上述のような、いじめ防止対策推進法7条、18条2項及び23条2項の責務を有する教育委員会としては、いじめが疑われる事案についても学校側と教育委員会とで共有できる仕組みを定めるべきであった。

(4) いじめの対応に関する法令、手引及び学校いじめ防止基本方針等の未習熟

ア 学校教育課長に対する聴き取りによると、法令やいじめ防止基本方針等を

市内の教職員等に習熟させていたという認識であるという回答であったが、実際には、当委員会の聴き取り調査によると、手引の内容を確認していたのは、初任者研修を受けた担任だけであり、その他の教職員については、令和3年当時、手引等の内容を把握していなかった。また、令和3年度の学校いじめ防止基本方針の内容についても、X中学校の教職員の中で周知徹底がされていなかった。

イ 嘉麻市教育委員会は、教育長名で、同年4月5日及び同年11月29日に、福岡県教育委員会からの通知を受け、校内いじめ防止基本方針の共通理解を深めることや手引等を活用して校内研修を実施することを、X中学校を含む嘉麻市内の小中学校に対して通知したということである。

しかし、福岡県教育委員会から各市町村の教育委員会に向けて、「各学校に周知の上、積極的な取組の指導をお願いします」と通知されていたにもかかわらず、嘉麻市教育委員会は、各学校への通知において、福岡県教育委員会の通知文と同様に「周知及び積極的な取組の指導をお願いします」と記載するのみで、周知の具体的方法や取組の方法等について、指示がなされなかった。

ウ このように、嘉麻市教育委員会がいじめ事案に関する法令、手引及び学校いじめ防止基本方針の習熟を図るための行動をとらなかったことは問題であったといわざるを得ない。

2 いじめに係る調査及び相談に関する措置（不足）

いじめ防止対策推進法16条には、教育委員会及び学校は、当該学校に在籍する生徒及び保護者並びに学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備するものと定められており（同条3項）、その相談体制を整備するにあたっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた生徒等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとするとしている（同条4項）。

しかし、X中学校においては、Aが1学期にスクールカウンセラーに相談しようとしても、相談予約が埋まっていたことから、緊急性を要するかどうかAに対し確認がなされた結果、緊急性がないと判断されて、Aが相談を断念する等、生徒がすぐに相談できる体制が整備されていたとはいいがたい。また、他に、教育委員会として、生徒、保護者及び教職員がいじめについて相談できる体制を整備していたという事実は明らかとならなかった。

したがって、嘉麻市教育委員会がいじめ防止対策推進法16条3項が求める相談体制を整備していたとはいえず、このように、相談体制を整備していなかったことは問題である。

3 令和4年1月17日以降の担当教員の後景化

C講師は、令和4年1月17日以降、年休を取得している。C講師は年休取得をする意思はなく、校長及び教頭が協議して、C講師に指示したことにより、年休取得が始まっているが、同月18日には、学校教育課長も教頭に対し、C講師に積極的に年休消化させるようにと伝え、C講師の年休取得を指示している。

しかし、C講師は、Aのいじめ事案について当初から対応にあたっていた人物であり、年休取得開始した当時は、いじめ認知から2日しか経過していない時期であったのであるから、Aのいじめ事案の事実調査、分析及びAやAの保護者への対応において、C講師の存在が重要である。

いじめ防止対策推進法24条においても、教育委員会は、学校からいじめを受けていると思われる事案について、当該いじめの事実確認の結果の報告を受けたときは、必要に応じ、学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする定められている。

このため、学校教育課としては、C講師の年休取得を止めさせて、Aのいじめ事案についての対応に関与させるべきであった。

たしかに、C講師は、Aの保護者への対応で、精神的に負担を抱えていると見受けられるところもあったかもしれないが、年休取得開始時の時点では、医師からの診断はなく、医学的な根拠なしにC講師の意向に反して年休を取得させることは誤りであったと指摘せざるをえない。

このため、学校教育課長がC講師に年休を取得させて欠席させるとの判断を指示し、教頭に積極的に年休消化させるよう伝えたことは問題であったといわざるをえない。

4 令和4年1月17日以降の被害者救済の遅れ

令和4年1月17日に、学校教育課として初めてAのいじめ事案について情報を得ているが、その後、学校教育課長からは、Aの欠席日数が30日を経過して、いじめ防止対策推進法28条1項2号が定める重大事態に該当しないようにすべきことに関する指示が中心であり、学校教育課長は、Aの心情に寄り添う具体的な指示が欠如していた。

すなわち、教育委員会から学校へは、Aの欠席日数が30日を超えないように家庭訪問を行うようにという指示が繰り返し行われ、重大事態に該当するか否かに主眼が置かれていた。たしかに、不登校が続けば、Aが教育を受ける機会が失われるため、欠席が継続することは解消すべき事態ではある。

しかし、手引52頁には、「いじめられている児童生徒の心情を十分理解し、

…「あなたを全面的に支援する、そして守り抜く」ことをきちんと伝えて、自分のことを心配し、守ってくれる人がいる安心感をもたせ、心のケアを図ります」と記載されている。また、手引53頁には、「いじめられた児童生徒…の心の安定」について触れられている。

これらの手引の記載は、学校の取組としての記載ではあるが、学校の取組を支援する立場の学校教育課としても、かかる手引の趣旨について考慮した上で、Aの心身の状態を慎重に考慮し、X中学校への指導を行うべきであった。

しかし、聴き取り調査や、資料からは、学校教育課が、Aへの心理的ケアを行うという観点から、X中学校へ指示をした事実は確認できなかった。

いじめ認知の報告及びAの欠席が継続しているという報告を受けた当時の学校教育課としては、Aの欠席を解消できないことのみを視点を置いた指導をするのではなく、例えば、スクールカウンセラー等の第三者にAの家庭訪問に向かわせることを助言したりするなど、30日という重大事態該当の期間に縛られず、Aの心情に寄り添うという観点から助言をすることが必要であった。

したがって、学校教育課長が、重大事態に該当しないようにと、重大事態に該当するか否かに主眼に置き、X中学校に指導したことは、問題であったと言わざるを得ない。

5 いじめ報告以降の学校への直接的支援

学校教育課は、令和4年1月15日にAに対するいじめ事案についていじめ認知の報告を受けた後、学校支援室長を通じてAやAの保護者と情報伝達をしていた。また、同月18日にC講師を呼んで事情を聞くなどは行っている。

しかし、学校教育課から学校に対しては、学校の案件であるからとして、学校に対応を委ね、自らAやAの保護者らに対して支援を行うことはなかった。

文部科学省が発出している「学校におけるいじめ問題に関する基本的認識と取組のポイント」のⅡ.2(1)b)①において、「学校や保護者等からいじめの報告があったときは、その実情の把握を迅速に行うとともに、学校への支援や保護者等への対応を適切に行うこと」「特に、困難ないじめの問題を抱える学校に対しては、早急に担当指導主事等を派遣するなど、問題の解決と正常な教育活動の確保に向けた指導・助言に当たること」と記載されている。

本件は、AやAの保護者と学校との対立が表面化している事案であったのであり、第三者である学校教育課が果たすべき役割は大きかったが、教育長及び学校教育課から直接AやAの保護者に対して働きかけを行うことはなかった。

令和4年2月1日、校長は、教育委員会に第三者として関わってもらいたいという願いを聞き入れられないことから、教頭との協議の中で、今後教育委員会と

話す必要なしと発言している。

このように、学校教育課が、学校に対する直接の支援を行わなかったことから、本来協働してAのいじめ案件に対応すべき学校と教育委員会との関係もこじれてしまっている。

教育委員会と学校との関係がこじれてしまったことが、Aの欠席の初期段階でのAのいじめ事案の対応の遅延を招き、A及びAの保護者の心情を害して、当時Aの保護者がAへの連絡の窓口になっていたため、Aの欠席の長期化への要因となった。

6 X中学校いじめ重大事態調査委員会の設置を主導しなかったこと

本件では、令和4年2月28日にAの不登校の日数が30日を超え、いじめ防止対策推進法28条1項2号の重大事態に該当し、X中学校は、同年3月1日、学校教育課長からいじめ重大事態調査委員会を、学校側に設置する旨指示を受けた。

もっとも、同号のいじめ重大事態調査委員会については、同項柱書によると、「学校の設置者」すなわち教育委員会側に設置することも可能とする記載となっており、実際、いじめ重大事態調査委員会が教育委員会側に設置された事例も全国では認められる。

学校側に設置した理由について、当委員会から学校教育課関係者への聞き取り調査によると、当時の学校教育課で調べたところ、同項1号の自殺があったケースについては、教育委員会側に設置されることが多いが、2号の不登校の事案については、学校に設置されるケースが多かったからであるとの回答であり、本件事案の具体的事情を考慮して検討された事実は認められなかった。

しかし、文部科学省作成の「不登校重大事態に係る調査の指針」（4頁）によると、「学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあると設置者が判断する場合」には、設置者すなわち教育委員会が実施すると規定されている。

また、同指針には、教育委員会側に設置すべき具体例として、学校と関係する児童生徒の保護者間のトラブルが非常に深刻化しておりもはや関係修復が難しい場合や、大きく報道されているなど、学校の負担が過大で調査を実施することにより学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合が挙げられている。

本件は、いじめ防止対策推進法28条1項2号の重大事態への該当当時、学校とA及びAの保護者との関係が悪化していたため、設置者である教育委員会

が調査主体となることも積極的に検討されてよい事案であった。

7 第三者を調査に加えることの重要性を認識していなかったこと

本件では、令和4年3月3日に、X中学校いじめ重大事態調査委員会が発足した後、スクールカウンセラーから、X中学校いじめ重大事態調査委員会の委員は学校関係者ばかりであり第三者性が乏しいとの指摘があり、X中学校としては、嘉麻市の人権擁護委員等を選任しようとしたところ、学校教育課が第三者を入れる必要はないと指示したということである。

結果的には、令和4年6月8日に人権擁護委員、同月16日に市児童委員等を推薦し、同月24日からX中学校いじめ重大事態調査委員会に第三者が加わることとなったが、学校教育課が重大事態の調査に教職員ではない第三者を加える必要性を認識していなかったものと考えられる。

実際、人権擁護委員と市児童委員が加わってからは、「おあいこ」の件はおかしいと思うという意見が出ている。

8 諮問事項5の小括

以上のように、学校教育課が、いじめ疑いの組織的対応方針を周知徹底しなかったこと、いじめに係る調査及び相談に関する措置が不十分だったこと、C講師を後景化したこと、欠席が30日を超えないようにという指導に終始しAの心身の状態への配慮が欠けていたこと、いじめ報告以降X中学校へ直接的支援をしなかったこと、いじめ重大事態調査委員会の設置を主導しなかったこと、いじめ重大事態調査委員会に第三者を加えることの重要性を認識していなかったことについては問題である。

第5節 諮問事項6

1 検討の方針

諮問事項3において挙げた校長の対応の問題点について、以下において、Aの不登校との関連性について述べるが、既に述べたとおり、Aの不登校の主たる要因となったのは、令和3年12月21日の四者話し合いでのC講師の指導及び発言であると考えられる。

このため、四者話し合いに関する校長の対応の問題点がAの不登校に結びついていると思料されるため、以下においては、四者話し合いに関する校長の対応の問題点とAの不登校との関連性について述べることとする。

2 いじめ疑いの手続周知不備

(1) 手引を周知しなかったこと

既に述べたとおり、校長は、福岡県教育委員会教育長及び嘉麻市教育委員会が活用するよう指示していた手引の重要性を認識しておらず、手引を校内

で配付する等していなかった事実が認められ、その重要性を認識していなかったと認められる。

このため、C講師は、手引の存在自体は知っていたものの、詳しくは見ていなかったということである。他の教職員についても、当委員会からの手引の内容についての確認に対し、内容について適切に回答できる教職員はいなかった。

手引の15頁には、「いじめではないかと疑われる事案に接したときは、学校に設置されている「いじめの防止等の対策のための組織」に必ず報告してください」と記載されている。

このように手引では定められているため、X中学校において、手引が周知されていれば、担任やC講師が、四者話し合い以前にX中学校内の「いじめの防止等の対策のための組織」に当たるいじめ・不登校問題対策委員会を開催し、そこに報告するよう求め、いじめ・不登校問題対策委員会において慎重に議論がなされ、四者話し合いが実施されなかった可能性がある。

また、手引の51頁には、「①事実関係の把握」として「教職員や保護者が知っている事実と、本人が感じている認識にズレがある場合もあります。したがって、事実関係を把握するには、いじめられている児童生徒の立場や発達段階を考慮して、丁寧に聴き取りをする必要があります」と記載されている。

さらに、52頁には、「いじめられている児童生徒の心情を十分理解し、相手の立場に立って話を聴くとともに、「あなたを全面的に支援する、そして守り抜く」ことをきちんと伝えて、自分のことを心配し、守ってくれる人がいる安心感をもたせ、心のケアを図ります」等と記載されている。

このように、手引では、いじめを発見した教職員が、いじめられている生徒から事実関係を丁寧に聴き取ること、いじめられている生徒の立場に立って話を聴き、心のケアを図ること等が提言されている。

以上のように、校長が手引を周知しなかったことにより、C講師に12月21日の四者話し合いを実行させることとなった。

(2) いじめ疑いの時点で組織対応する流れを周知・確認しなかったこと

すでに述べたとおり、令和3年当時、X中学校においては、教職員がいじめではないかと疑われる事案に接した際の教職員個人が取るべき対応が、令和3年度の学校いじめ防止基本方針において、定められていなかった。

担任は、令和3年7月において、Aの母から、AがBより部活動内できつく言われているという相談があったことを聞いた時点で、Aに対するいじめの疑いを抱いていた。その他の教職員の中にも、令和3年10月頃には、いじめ

の疑いを抱いていた者がいた。他方、校長や、生徒指導主事等は四者話し合いが行われた12月の時点で、Aがいじめられているとの疑いを抱いていなかった。

このように、教職員間の認識に差があるからこそ、複数の教職員の目で捉えることが求められる状況であった。

しかし、X中学校においては、教職員個人が取るべき組織対応が周知されていなかった。

そのため、教職員個人がいじめ・不登校問題対策委員会に報告する体制が整っておらず、教職員がいじめ・不登校問題対策委員会に報告することが習慣づけられていなかった。

このことは、C講師や担任がいじめ・不登校問題対策委員会への報告を省略することにつながり、いじめ・不登校問題対策委員会で四者話し合いの問題点が議論されることがなかった。

X中学校において、組織対応する流れが個々の教職員に周知されていれば、Bによるいじめを疑った教職員より、学年主任等を通じていじめ・不登校問題対策委員会へいじめの疑いがある事案であるという報告がなされ、いじめ・不登校問題対策委員会としてC講師の四者話し合いについて疑問が生まれた可能性が高い。

以上のような点から、X中学校において、いじめを疑った時点で個々の教職員が取るべき行動が定められず、周知されていなかったことは、Aの不登校と関連性が認められる。

3 「お互いさま」「話し合い解決」認識がもたらす被害者を苦しめる行動

校長は、四者話し合いの問題点を認識せず、四者話し合い後の経過観察が十分できていなかったことなどから、校長自身に、AとBが「お互いさま」であるという認識があったことが考えられることはすでに述べた。

このため、校長は、Aの母よりBがAの連絡帳のファイルを汚いモノのように指でつまんで扱ったこと等の相談があったことについて四者話し合いの前に知っていたが、四者話し合いを実行させた。

その結果、四者話し合い以後、Aは部活動を欠席し、学校も欠席し始めた。このため、校長が担任やC講師に四者話し合いを中止するべきであると指示しなかった不作為は、Aの不登校との関連性が認められる。

4 自校のいじめ防止基本方針を順守しない行動

X中学校の令和3年度の学校いじめ防止基本方針によると、事案の当該担任は常に出席するものとされており、必要に応じスクールカウンセラーを出席さ

せるものとされている。

しかし、Bが、 α 部の競技が行われるクラスマッチで、AとBが所属するクラスを2チームに分け、一方のチームに当該競技の経験者を多く入れていき、Aはもう一方のチームに入れようという話をしているのをAが聞いたという事案が議論された令和3年7月2日の生徒指導委員会では、担任が参加していない。また、生徒指導委員会はスクールカウンセラーが出席できない日に開催されることもあった。実際、Aの欠席が始まった令和4年1月の生徒指導委員会にはスクールカウンセラーが出席できなかったということである。

担任やスクールカウンセラーが出席できなかったのは、すでに述べたとおり、いじめ防止対策推進法22条により学校に設置することが求められている「いじめの防止等の対策のための組織」であるいじめ・不登校問題対策委員会が生徒指導委員会と兼務されていたからであると考えられる。

すなわち、生徒指導委員会は、毎週定期的で開催されており、臨時に開催されることがなかったため、当該事案の担任が出席できる日に開催するという柔軟な対応は行われていなかったのである。

このように、当該事案の担任が委員会に出席しないなど、自校の学校いじめ防止基本方針の手続が順守されず、X中学校では、いじめ・不登校問題対策委員会が機能していなかった。いじめ・不登校問題対策委員会が機能していなかったことが、四者話合いの問題性を認識できず四者話合いを実行させるに至らせたと考えられ、不登校との関連性が認められる。

5 諮問事項6の小括

以上より、校長が、手引を教職員間で周知させなかったことや、いじめの疑いを抱いた際に教職員が取るべき行動について体制を周知できていなかったことなどから、C講師を含む教職員個々人のAの事案のようないじめ事案に対する危機意識を醸成できなかった。

また、校長の教職員への指導や管理の問題点だけでなく、校長自身もいじめ事案について「お互いさま」という認識があり、2学期の懇談会でのAの母からの訴えについて知りながら、担任やC講師に、四者話合いを中止するようという適切な指導ができず、四者話合いを実行させた。

以上の校長の複数の問題のある対応が総じて、C講師に四者話合いを実行させ、その中で喧嘩両成敗的な指導を行わせる結果となったのであり、Aの不登校と関連性がある。

第6節 諮問事項8

1 いじめ疑いの組織対応

(1) いじめ疑いの段階で月例報告を行うこと

ア 現在、嘉麻市立学校は、いじめ認知をした場合に、月例報告として、教育委員会へいじめ認知件数及びその内容を報告しており、いじめと疑われる事案については、報告をしていない。

しかし、いじめ防止対策推進法 23 条 2 項には、「学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする」と定める。同法の「学校の設置者」とは、既に述べたとおり、嘉麻市であり、管理主体としては教育委員会のことである（学校教育法 2 条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 21 条 1 号、30 条）。

また、同項の「いじめを受けていると思われるとき」は、いじめの事実の有無の確認の結果を報告することとされているため、いじめと認知されなかった事案についても報告を求めている。このように、いじめ防止対策推進法は、いじめと認知された事案だけの報告を求めているわけではない。

したがって、学校から学校教育課への月例報告には、いじめ認知の事案のみでなく、学年会において、教職員個々人がいじめ疑いの認識を抱いていると報告があった事案についても「いじめ疑いの事案」として、全例記載するよう提言する。

また、いじめ疑いの件数のうちで、いじめ認知に至った件数についても、学校が教育委員会に対する月例報告に上げるように提言する。

その上で、当委員会としては、嘉麻市教育委員会に対し、教職員がいじめ疑いの認識を抱いている事案として報告を受けた事案について、調査の結果、いじめと認知されるか、または、いじめではないと判断されるまで、当該学校に対し、毎月月例報告で経過報告をすることを求めるよう、提言する。

イ 本件では、A に対する事案について、いじめ疑いを抱いていた教職員もいたが、いじめ・不登校問題対策委員会を兼ねている生徒指導委員会でいじめと認知されることはなかった。

このため、いじめと疑われる事案をいじめ・不登校問題対策委員会に報告すべきであるが、いじめと疑われる事案について個々の教職員による判断に委ねていると、いじめ事案である事案について、不仲といじめの区別がつかず、早期に適切な対応が取られない危険性がある。

したがって、当委員会としては、個々の教職員の判断でいじめ事案が埋もれないよう、友人関係に問題を抱えている場合については全ていじめ疑いと扱

い、全ていじめ・不登校問題対策委員会に報告し、その事案はいじめと疑われる事案として、教育委員会に月例報告で報告することを提言する。

ウ 友人関係に問題を抱えているかどうかについての判断は、客観的になされるよう、生活アンケート、Q-Uテスト、いじめアンケート及び保健室での相談のうち2つ以上で友人関係に問題を抱えていることが明らかになっている生徒については、いじめられている疑いがある生徒であると扱うものとする。具体例を挙げると、生活アンケートで、「友達との関係のこと」に悩みがあると回答していることに加え、Q-Uテストで学級生活不満足群に該当している生徒等は、友人関係に問題を抱えている生徒とする。

本件では、生活アンケートやQ-Uテスト等で、Aが友人関係に問題を抱えていることが明らかであったにもかかわらず、令和4年1月になるまで、Aの事案がいじめとして認知されていなかったが、このような事態の再発防止を図ることが可能となると考えられる。

(2) 被害生徒が直接第三者組織へ報告できる体制の整備

本件では、Aが教職員らに相談したが、緊急性がないと判断されてスクールカウンセラーへ相談することができなかつたり、部活内の問題として矮小化されて処理されたりした。

このような事態を防止するため、被害生徒自身が直接学校と教育委員会以外の第三者組織へ報告できる体制を整備すべきであると考えられる。

具体的には、生徒一人一人が所有しているタブレットに、生徒が同級生、部活動及び他校の生徒等から嫌な思いをさせられている場合に、そのことを伝えるメッセージをいつでも送信できるシステムを導入することにより、教職員やいじめの加害生徒からの秘匿性を保ちながら、学校及び教育委員会以外の第三者組織に報告できる仕組みを作るよう提言する。

その第三者組織については、第3章第6節3(6)で述べる。

(3) いじめ・不登校問題対策委員会への第三者の出席

本件では、X中学校いじめ重大事態調査委員会において、いじめ認知されたAの事案が令和3年7月の時点で報告されていたにもかかわらず、令和4年8月24日のいじめ重大事態調査報告書提出に至るまでいじめ認知されなかった。

当委員会からの聴き取り調査によると、いじめ・不登校問題対策委員会に、スクールカウンセラーが出席できないときもあり、学校から見て第三者に当たる出席者がいない状態で委員会が開催されることもあったということである。

学校の教職員のみで判断することが、本件のように、いじめ事案に当たる事案について、いじめと認知して対応することなく見過ごされてしまう原因となったとも考えられるため、当委員会としては、いじめ・不登校問題対策委員会にスクールカウンセラー、スクールサポーター、スクールソーシャルワーカーのうち一人を必ず入れるようにすることを提言する。

2 被害者救済の取組

(1) いじめ被害から欠席30日到達までの移行期についての対応

いじめ被害からAの欠席が開始するまでの間については、Aの救済が不可欠であったが、Aが救済されることはなかった。

そこで、当委員会は、被害者救済の視点から再発防止策の提言を行うこととする。

(2) 喧嘩両成敗をしないことの明記

本件では、AとBの被害加害の別をみることなく同等に扱ったことがAに辛い思いをさせ、Aの不登校の要因となった。

このような喧嘩両成敗的な指導が行われる背景として、判断を下す側に判断が容易になるという利点があること（福島2022）、生徒同士に話をさせるのが教員にとって負担が減る、日本人の考え方になじみがあるという点がある（清水2006）。

後述する大阪府寝屋川市監察課の担当者も監察課が設置された経緯について、「学校現場では通常、いじめが起きると学級運営や人間関係も踏まえ、『お互い謝って仲良くしていこう』という姿勢で対応します。…重大事態の多くがこの経緯をたどっており、子どもを守るには教育的アプローチだけでは限界があると考えました」と述べたことがインターネット上の記事に記載されている。

このように、喧嘩両成敗的な指導は、多くの教職員を含む日本人の中に根深く浸透している考え方であるため、いじめ疑いの事案に対して喧嘩両成敗的指導をしないということを常に意識しなければ、このような指導に向かいがちである。

この点、上越市立春日新田小学校の校内いじめ防止基本方針には、「6 いじめに関する具体的な措置」の(1)②の「加害児童への聞き取り」の欄に、「『いじめは絶対に許されない行為』として、喧嘩両成敗的指導はしない」と記載されている。

このように、校内いじめ防止基本方針に明記することで、教職員がいじめに対する指導の意識の改革を図ることが可能となることが期待できる。

したがって、かかる春日新田小学校の校内いじめ防止基本方針を参考にして、嘉麻市立学校においても、被害者に対して、喧嘩両成敗的指導をしないという事項を校内いじめ防止基本方針において明記することを提言する。

(3) 法令の用語を運用すること

教職員は、地方公務員にあたり、地方公務員については、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の定める規程に従わなければならない旨定められている（地方公務員法32条）。

このように、教職員については、法令、条例等を遵守することと定められているのであるから、いじめへの対応においても、法令に従い対応しなければならない。

いじめ防止対策推進法では、「いじめの解決」という文言は用いられていない。法で用いられているのは、「防止等の対策」である。

また、法が求めているのは、いじめられた生徒やその保護者に対する「支援」である。

「解決」は、両者の話し合いや対等な関係認識に直結するため、いじめに関しては、「解決」という言葉を用いず、生徒指導委員会（いじめ・不登校問題対策委員会）で「支援」という言葉を用いるよう徹底することが必要であると提言する。

(4) 校長の講話での被害者支援のメッセージの伝達

本件では、いじめられている生徒も、指導を受けるということがあり、このことがAを辛い気持ちにさせることへつながった。しかし、AとBの被害加害の別をみることなく同等に扱うことの問題点はこれまで繰り返し述べてきたところである。

このような指導とは反対に、いじめられている生徒へ安心感を与え、いじめをしている生徒に抑止効果を与えるため、当委員会は、校長が、いじめは、被害者100パーセント、加害者0パーセントで対応すると入学式と始業式の校長の講話で全校生徒へ伝え、被害者を守りぬくというメッセージを全校生徒、保護者及び教職員へ伝達することを提言する。

(5) いじめ・不登校問題対策委員会の生徒指導委員会からの独立

本件では、校内でいじめ疑いの事案について対応する組織であるいじめ・不登校問題対策委員会が、生徒指導委員会と兼務されていた。

しかし、生徒指導委員会では取り扱われる議題は、生徒の生活や学力に関する事項と多岐にわたっており、いじめに特化した議論がされるわけではない。そうすると、いじめに関する議論に充てることができる時間は限られることと

なるため、いじめ疑いの事案が、支援ではなく指導が主となってしまふ。

友人間のトラブルが生徒指導委員会に報告された場合には、全ていじめ疑いとして、一律に対応すれば、いじめの事案かどうか判断する時間も削減される上、いじめ疑い事案についてそれに特化した議論ができ、いじめ認知も円滑に行うことが期待できるため、いじめに対して早期の適切な支援が期待できる。

したがって、当委員会としては、生徒同士のトラブルが生徒指導委員会に持ち込まれた場合には、全ていじめ疑いの事案であるとして、生徒指導委員会ではなく、いじめ・不登校問題対策委員会として独立させるようにすることを提言する。

(6) 流れ図とチェックリストを活用すること

本件では、小学校時代等の過去のA及びBの間に生じたトラブル等をC講師や担任等が重視したことが、A及びBへの喧嘩両成敗的な指導を行う原因の一つになった。また、教職員個々人がいじめの定義に関して、表面的な理解しかしていなかったことも、喧嘩両成敗的指導につながってしまった。

このような教職員の視野が狭まった状態を防ぐため、いじめを各教職員の中にある自己の評価基準に基づいて判断することを止め、客観的に判断していく必要がある。

手引にはいじめの早期発見のためのチェックリストが記載されており、このチェックリストは生徒の発しているサインからいじめの兆候を捉える内容となっており、客観的な判断の指標となりうる。

このようないじめ発見時に加え、いじめの疑い、いじめ認知、その後の対応までの時点の詳細なチェックリストや流れ図等を作成して、教職員で活用するよう提言する。

令和4年度には、X中学校の学校いじめ防止基本方針に流れ図が記載されていたが、令和5年度には削除されているようであり、これを復活させるよう当委員会として提言する。

(7) 会話を記録化すること

本件では、AとC講師との間で発言の存否についての争いが生じ、そのことが、学校とA及びAの保護者との関係の悪化及びAの欠席の長期化の要因となっている。

このため、突発的にされた生徒指導を除き、事前に予定された生徒指導については、全て録音機において、録音すべきことを提言する。

ただし、生徒へ録音の必要性を説明した上で、生徒の同意を得て行うものと

する。

3 保護者対応と保護者支援

(1) Aの欠席継続の要因

Aは、令和3年度の3学期から、欠席が始まり、Aは教育の機会を逸失する結果となってしまった。

Aが教育の機会を逸失することとなった要因は、Aの欠席が継続したことにあり、Aの欠席が継続した要因は、学校の不適切な保護者対応にあるといえる。

このため、当委員会は、学校側つまり学校の教職員らが、本件のように今後不適切な保護者対応を行わないようにするという観点からも、提言を行う。

(2) 法令等の遵守の意識の定着

ア いじめの防止に関する法令意識の定着を求める理由

いじめの防止に関する法令としては、いじめ防止対策推進法が存在するが、同法12条に基づき、福岡県では、福岡県いじめ防止基本方針、嘉麻市では、嘉麻市いじめ防止基本方針が定められ、同法13条に基づき、X中学校では、学校いじめ防止基本方針等が定められている。

しかし、本件では、これらのいじめ防止に関する法令やいじめ防止基本方針（以下、「法令等」という。）が遵守されていないことが、不適切な保護者対応を行う要因となった。

このため、これらの法令及びいじめ防止基本方針を遵守することが定着するよう、当委員会は、各学校の教職員らに対し次のような提言を行う。

イ 校長の法令等遵守に関する提言

嘉麻市立学校の学校長については、教育委員会により人事評価として定期面談が行われている。その定期面談において、教育委員会よりいじめ防止対策推進法及び福岡県いじめ防止基本方針、嘉麻市いじめ防止基本方針、校内のいじめ防止基本方針及びいじめの重大事態の調査に関するガイドライン記載の事項についての口頭試問を行うよう提言する。

人事評価に関する場での確認であるため、法令や地方いじめ防止基本方針等の定着を図るために実効性のある方策であると考えられるからである。

ウ 教職員の法令等遵守に関する提言

教職員に対しては、校長が作成した、いじめ防止対策推進法、福岡県いじめ防止基本方針、嘉麻市いじめ防止基本方針及び校内のいじめ防止基本方針の内容に関する試験を1年に1度行うよう提言する。

教職員の管理職である校長が試験を確認することにより、教職員が緊張感

を持って法令やいじめ防止基本方針等の理解に取り組むことができる。

また、校長は、作成した試験問題を事前に総合教育会議において提出し、出席者である市長と教育長が内容を確認することとする。このように、校長が試験問題を作成することにより、校長自身のこれらの法令等に対する理解が深まることも期待できる。

(3) 保護者による評価に関する提言

いじめを受けた本人若しくはその保護者がその本人と一定の人的関係がある者からの影響で欠席していると訴えた場合であって、その欠席が3日以上継続している生徒の保護者に対しては、学校より支援されていると感じるかを確認するため、毎月、支援されていると感じるかどうかについての評価を行ってもらおう。そして、その評価結果を教育委員会に提出し、市長及び教育委員会が参加する総合教育会議において、毎回の議題とすることで、その情報を共有する。

これにより、保護者が学校から支援されていると感じていない場合には、そのことを伝えることが容易になるとともに、学校のみではなく、市長及び教育委員会にもその評価が伝わることにより、学校による支援不足があった場合にそれを把握し、教育委員会が学校による支援の不足を補うことが可能になる。

(4) 電話での発言を記録すること

本件では、教職員と保護者との間で、発言の存否についてトラブルとなることがあった。これらを回避するためには、発言について記録化することが重要であると考えられる。具体的には、発言に関するメモなどの記録を5年間保存すること、及びいじめ認知の段階から、保護者との電話での会話について、録音するなどを行うことを提言する。これらは、録音機能のついた電話機が必要となるため、嘉麻市において、市立学校において、録音機能付きの電話機の配置を進めるよう提言する。これらの対応が取られることで、保護者との信頼関係を損ねない対応が可能となるとともに、教職員の負担軽減にもつながることが期待される。

(5) 教職員個々人の問題行動についての校長の謝罪

本件では、教頭が、C講師に対し、AやAの保護者へ、少なくともC講師が誤解を生じさせたことについて謝罪するよう求めたにもかかわらず、C講師が謝罪しなかった事実が認められ、このことによりAの保護者との信頼関係が崩れ、欠席の長期化につながったことがうかがわれる。このため、X中学校においては、今後、教職員個々人がいじめを受けた生徒やその保護者に対して

自身の不適切な対応について謝罪をしなかったとしても、管理職である校長が教職員に代わって謝罪を行うようにすべきである。

(6) いじめに関する施策に特化した部署の設置

本件のように、保護者が学校や教育委員会に対して不信感を抱いたとしても、保護者が学校や教育委員会から独立した第三者組織に相談し、助言等を受けることができれば、本件ほど深刻な関係悪化には、至らなかったものと考えられる。

大阪府寝屋川市においては、監察課という部署が教育委員会ではなく市長部局に設置され、いじめへの対応及びいじめ防止対策の推進のための専門部署が設けられている。

監察課が設置された経緯は、学級で「お互い謝って仲良くしていこう」という基本姿勢が結果として指導の弱さや対応の遅れにつながり、いじめが深刻化し、重大事態の多くがこの経緯をたどっているため、子どもを守るには教育的アプローチだけでは限界があると考えられたことによるということである。

監察課では、メール、アプリ、通報チラシ及び電話により相談を受け付け、関係者へ調査を行い、市長が学校等に対し、児童生徒の見守り、加害児童生徒への訓告・別室指導、加害生徒の出席停止等を行うよう勧告等をしている。

監察課には、令和3年度には、127件、令和4年度には151件の相談が寄せられ、監察課において認知したいじめについて、1か月以内にいじめ行為を停止させ、全件においていじめの終結を確認しているという報告がされている。

嘉麻市においても、児童生徒のいじめに関する施策に特化した監察課と同様の部署を設置し、その部署において、いじめ問題について相談を受け付ける窓口を設置して、保護者への助言や学校及び教育委員会と保護者との意思の伝達の支援を担わせるよう提言する。

4 本再調査報告書に基づく研修

当委員会は、嘉麻市立学校の教職員において、当委員会の本再調査報告書を周知させ、校内のいじめに関する研修において、本再調査報告書を用いることを提言する。

5 提言の履行状況の確認

当委員会が上記において述べた提言の履行状況を確認するため、嘉麻市における毎回の総合教育会議において、関係者に当委員会からの提言の履行状況を確認するよう求めたい。

6 再発防止策のまとめ

以下において、当委員会が提言した再発防止策を整理する。

- ①嘉麻市立学校において、教職員個人がいじめ疑いの認識を抱いていると報告があった事案についても「いじめ疑いの事案」として、全例月例報告に記載すること
- ②いじめ疑いの事案として月例報告をした事案について、調査の結果、いじめと認知されるか、または、いじめではないと判断されるまで、教育委員会は当該学校に対し、毎月月例報告で経過報告を求めること
- ③友人関係に問題を抱えている生徒については、全ていじめ疑いがある生徒と扱い、月例報告で報告すること
- ④生活アンケート、Q-Uテスト、いじめアンケート及び保健室での相談のうち2つ以上で友人関係に問題を抱えていることが明らかになっている生徒については、いじめ疑いがある生徒と扱うこと
- ⑤生徒一人一人が所有しているタブレットに、生徒が同級生、部活動の部員及び他校の生徒等から嫌な思いをさせられている場合に、そのことを伝えるメッセージをいつでも学校及び教育委員会以外の第三者組織へ送信できるシステムを導入することにより、第三者組織に報告できる仕組みを作ること
- ⑥いじめ・不登校問題対策委員会にスクールカウンセラー、スクールサポーター、スクールソーシャルワーカーのうち一人を必ず入れるようにすること
- ⑦嘉麻市立学校において、被害者に対して、喧嘩両成敗的指導をしないという事項を校内いじめ防止基本方針において明記すること
- ⑧いじめに関しては、「解決」という言葉を用いず、「支援」という言葉を用いるよう徹底すること
- ⑨校長が、入学式と始業式の校長の講話でいじめは、被害者100パーセント、加害者0パーセントで対応すると全校生徒へ伝え、被害者を守りぬくというメッセージを全校生徒、保護者及び教職員へ伝達すること
- ⑩生徒同士のトラブルが生徒指導委員会に持ち込まれた場合には、全ていじめ疑いの事案であるとして、生徒指導委員会ではなく、いじめ・不登校問題対策委員会として独立させるようにすること
- ⑪いじめ発見時に加え、いじめの疑い、いじめ認知、その後の対応までの時点の詳細なチェックリストや流れ図等を作成して、教職員で活用すること
- ⑫X中学校の学校いじめ防止基本方針に流れ図を記載すること
- ⑬突発的にされた生徒指導を除き、事前に予定された生徒指導については、全て録音機において録音すべきこと

- ⑭嘉麻市立学校の校長について、教育委員会による人事評価のための定期面談において、教育委員会より、いじめ防止対策推進法及び福岡県いじめ防止基本方針、嘉麻市いじめ防止基本方針、校内のいじめ防止基本方針及びいじめの重大事態の調査に関するガイドライン記載の事項についての口頭試問を行う
- ⑮嘉麻市立学校の教職員について、校長が作成した、いじめ防止対策推進法、福岡県いじめ防止基本方針、嘉麻市いじめ防止基本方針及び校内のいじめ防止基本方針の内容に関する試験を1年に1度行う
- ⑯いじめを受けた本人若しくはその保護者がその本人と一定の人的関係がある者からの影響で欠席していると訴えた場合であって、その欠席が3日以上継続している生徒の保護者に対して、学校より支援されていると感じるかを確認するため、毎月、支援されていると感じるかどうかについての評価を行ってもらい、その評価結果を教育委員会に提出し、市長及び教育委員会が参加する総合教育会議において、毎回の議題とすることで、その情報を共有すること
- ⑰発言に関するメモなどの記録を5年間保存すること、及びいじめ認知の段階から、保護者との電話での会話について、録音すること
- ⑱教職員個々人がいじめを受けた生徒やその保護者に対して自身の不適切な対応について謝罪をしなかったとしても、管理職である校長が教職員に代わって謝罪を行うこと
- ⑲嘉麻市において、児童生徒のいじめに関する施策に特化した寝屋川市監察課と同様の部署を設置し、その部署において、いじめ問題について相談を受け付ける窓口を設置すること
- ⑳嘉麻市立学校の教職員に本再調査報告書を周知し、校内のいじめに関する研修で本再調査報告書を用いること
- ㉑毎回の総合教育会議において提言の履行状況を確認すること

第4章 最後に

本再調査報告書の内容は、嘉麻市長からの諮問に対して答申するものである。答申は、諮問事項に即して、問題点の検証と再発防止に主眼をおいて作成された。

今回の被害は、一定の力をもつ組織や法人等ではなく、個人に生じたものであり、さらにいえば、その個人とは、発達段階にある一人の中学生である。

本件は、一人の中学生が義務教育の機会の多くを逸失するに至ったいじめ事案であり、ここに嘉麻市に向けて、以下の2点をお願いしたい。

1. 被害生徒が成年に至るまでの間学習用タブレットを被害生徒に貸し出すこと
2. 被害生徒が成年に至るまで嘉麻市教育研究所適応指導教室「れすとぴあ」を被害生徒に利用許可すること

最後に、本文に記載した再発防止策については、重大事態の再発防止に主眼を置き、具体的な記述を心掛けた。本件いじめ事案についての関係者及び関係機関におかれては、これらの再発防止策を導入していただきたいと強く求める。

以上

参考文献等

- ・井澤一明、2012年、『いじめは犯罪！絶対にゆるさない！いじめに悩む子どもたち、お母さんたちへ』、pp. 118-119
- ・福島聡華、2022年、「喧嘩両成敗といじめ自殺」、名古屋大学高等研究教育センター、pp. 5-7
- ・清水克行、2018年、『喧嘩両成敗の誕生』、株式会社講談社、p. 2
- ・佐藤ちひろ、「必ず解決」いじめは人権侵害として徹底対応する寝屋川市の超本気出席停止や学級替えを勧告する市長権限も条例化．東洋経済オンライン. 2022-02-09、<https://toyokeizai.net/articles/-/508032>、(参照 2024-02-03)．
- ・学校におけるいじめ問題に関する基本的認識と取組のポイント（文部科学省）
(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06102402/002.htm)

関係法令等

- ・いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）
- ・学校教育法（昭和22年法律第26号）
- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）
- ・いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日25文科初第814号）
- ・いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）
- ・不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月文部科学省初等中等教育局）
- ・福岡県いじめ防止基本方針（最終改定 平成30年2月16日）
- ・嘉麻市いじめ問題調査委員会条例（平成29年嘉麻市条例第5号）
- ・嘉麻市いじめ問題調査委員会条例施行規則（平成30年嘉麻市教育委員会規則第6号）
- ・嘉麻市いじめ防止基本方針（最終改定 平成31年2月5日）
- ・X中学校の学校いじめ防止基本方針（令和3年度）
- ・X中学校の学校いじめ防止基本方針（令和4年度）
- ・X中学校の学校いじめ防止基本方針（令和5年度）